

就学事務の手引

令和8年4月改訂

鳥取県教育委員会

はじめに

<特別支援教育の理念>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであります。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

※特別支援教育の推進について(平成19年文部科学省通知)より

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

文部科学省において、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われ、平成25年9月1日から施行されました。

具体的には、以下の4点が挙げられます。

- ①就学基準に該当する障がいのある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正
- ②障がいの状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備
- ③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備
- ④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

また、「障害者の権利に関する条約」が、平成26年2月19日に我が国において効力を生じることとなり、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。その後、令和6年4月1日に改正法が施行となり、国、地方公共団体のみならず事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

このような国の動向を踏まえ、本県においても特別支援教育の更なる充実を目指すとともに、障がいのある児童生徒等の就学先の決定及び就学後の支援が円滑になされるよう、適切な教育支援の在り方の周知等に取り組んできました。

本手引は、令和3年6月に文部科学省より示された「障害のある子供の教育支援の手引」をもとに、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等、障がいのある子どもやその保護者、市町村教育委員会をはじめ、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学をはじめとする必要な支援を行う際の基本的な考え方にに基づき、就学の手続き等についてまとめています。

本手引が、障がいのある児童生徒等一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するとともに、特別支援教育のより一層の充実に向けた取組の一助となるよう願っています。

令和8年4月

※「障害」の表記について

従来、「障害」と表記していたものについて、鳥取県では平成21年11月より基本的に「障がい」と表記することとしました。本手引では、法令等の名称や法令等に規定する用語、著作物の引用においては「障害」と表記しています。その他の場合においては、医学用語等の専門用語であっても、意味が損なわれたり、誤解されたりするおそれがある場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。

目次

1 教育支援について	
(1) 教育支援の基本的な考え方	2
(2) 就学先決定の仕組みと相談支援の在り方	4
(3) 就学に関する相談・支援	12
(4) 移行期の教育支援	13
(5) 進学や就職、就労等に向けた取組	13
(6) 就学に関わる関係者に求められるもの	14
(7) その他留意事項	17
2 認定特別支援学校就学者に係る手続きについて	
(1) 新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合	19
(2) 小中学校等から県立特別支援学校への転学 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)	20
(3) 小中学校等から県立特別支援学校への転学 (「令」第22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)	21
(4) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(視覚障害者等でなくなった場合)	22
(5) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(障がいの状態等の変化による場合)	23
(6) 県内の県立特別支援学校間の転学(同一障がい種の場合) ※他の市町村に転居する(学校が変わると見込まれる)場合	24
(7) 県立特別支援学校に在籍している学齢児童生徒が他の市町村に転居する場合 (学校が変わらないと見込まれる場合)	25
(8) 県内の県立特別支援学校間の転学(障がい種が異なる場合)	26
(9) 県内から県外への転居に伴う転学	27
(10) 県外から県内への転居に伴う転学	27
(11) 区域外就学	28
① 鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合	
② 鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合	
③ 県内から県外の特別支援学校へ就学する場合	
④ 県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合	
(12) 福祉施設入所に伴う転学について	30
(13) 認定特別支援学校就学者に係る学齢簿の加除訂正の通知	30
(14) その他	30
3 鳥取県就学支援分科会審査要項及び資料様式等	
審査要項	32
個人調査書・診断書・観察票の作成要領	33
資料提出時のチェックポイント	35
個人調査書(資料様式1)	36
診断書	
視覚障がい用(資料様式2-1)	39

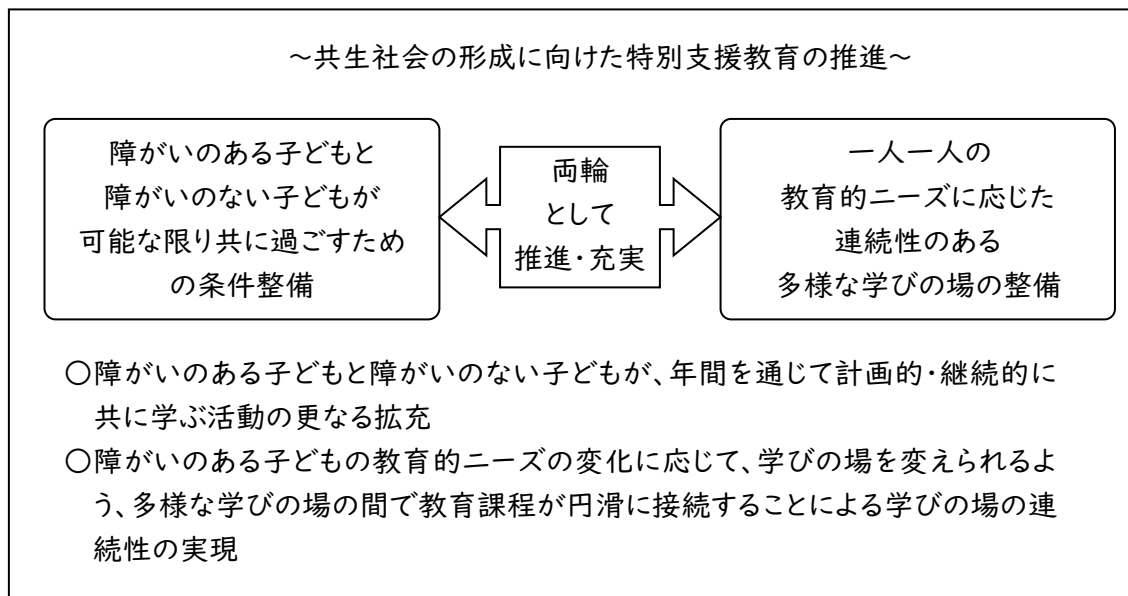
聴覚障がい・言語障がい用(資料様式2-2)	40
知的障がい/自閉症・情緒障がい用(資料様式2-3)	41
肢体不自由用(資料様式2-4)	43
病弱・身体虚弱用(資料様式2-5)	44
観察票	
視覚障がい用(資料様式3-1)	46
聴覚障がい用(資料様式3-2A)	47
言語障がい用(資料様式3-2B)	48
知的障がい用(資料様式3-3A)	49
自閉症・情緒障がい用(資料様式3-3B)	51
肢体不自由用(資料様式3-4)	53
病弱・身体虚弱用(資料様式3-5)	54
様式一覧	55
4 関係通知文及び関係資料	
(1) 学校教育法施行令の一部改正について(通知)	68
(2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)	72
(3) 障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育	79
(4) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針	80
(5) 学校教育法施行令 関係条例抜粋	81
(6) 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)	86
(7) 学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)	91
(8) 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)	93
5 参考資料	
鳥取県教育支援チームについて	99
医療機関受診時の問診票等の活用について	100

1 教育支援について

(1) 教育支援の基本的な考え方

① 共生社会の実現に向けて

本県では、「共に学び、共に暮らし、共に生きる」を基本理念として、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を行っています。共生社会とは、「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」です。



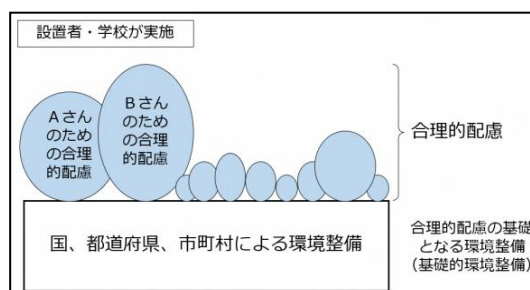
これらの方向性の実現のために、就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障がいのある子どもの学びの場の整備、特別支援教育に携わる教師の専門性向上を進めることが必要です。

② 合理的配慮と基礎的環境の整備

共生社会の実現に向けて、確認しておきたい法律として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」があります。「障害者差別解消法」は平成 28 年 4 月に施行しており、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的としています。その後、この法律は令和 3 年 6 月に改正法が公布され、令和 6 年 4 月に施行となっています。大きな改正点は、事業者も合理的配慮の提供が義務化されたことです。障がいによる社会的障壁を除去するためには、合理的配慮の提供と基礎的環境整備について理解しておく必要があります。

合理的配慮とは、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、障がいのある児童生徒が学校教育を受ける場合に、その状況に応じて個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

基礎的環境整備とは、「合理的配慮」の基礎となるものであり、不特定多数の障がいのある子どもに対して合理的配慮を的確に行うことができるようにする環境の整備です。「合理的配慮



」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なります。従って「合理的配慮」の充実を図ることで基礎的環境整備の充実は欠かせないものです。なお、基礎的環境整備も、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

合理的配慮は、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえて教育的ニーズ（本手引 P.5 参照）の整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定します。そのため、各学校の設置者及び学校は、前述の「教育的ニーズを整理するための観点」を踏まえて、個々の教育的ニーズを整理する必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、次の「合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望まれます。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

（参考）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会における合理的配慮を提供するに当たっての観点

【合理的配慮の観点①教育内容・方法】

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

【合理的配慮の観点②支援体制】

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

【合理的配慮の観点③施設・設備】

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮や基礎的環境整備の充実に向けて、文部科学省の策定している「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」も参考にし、就学先の学校や学びの場の検討を進めていただきたいです。

※「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のⅠ～Ⅹ（各障がい種別）のⅠの「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」の「③合理的配慮を含む必要な支援の内容」を参照。

③ 早期からの一貫した教育支援の重要

障がいのある子どもに対し、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。

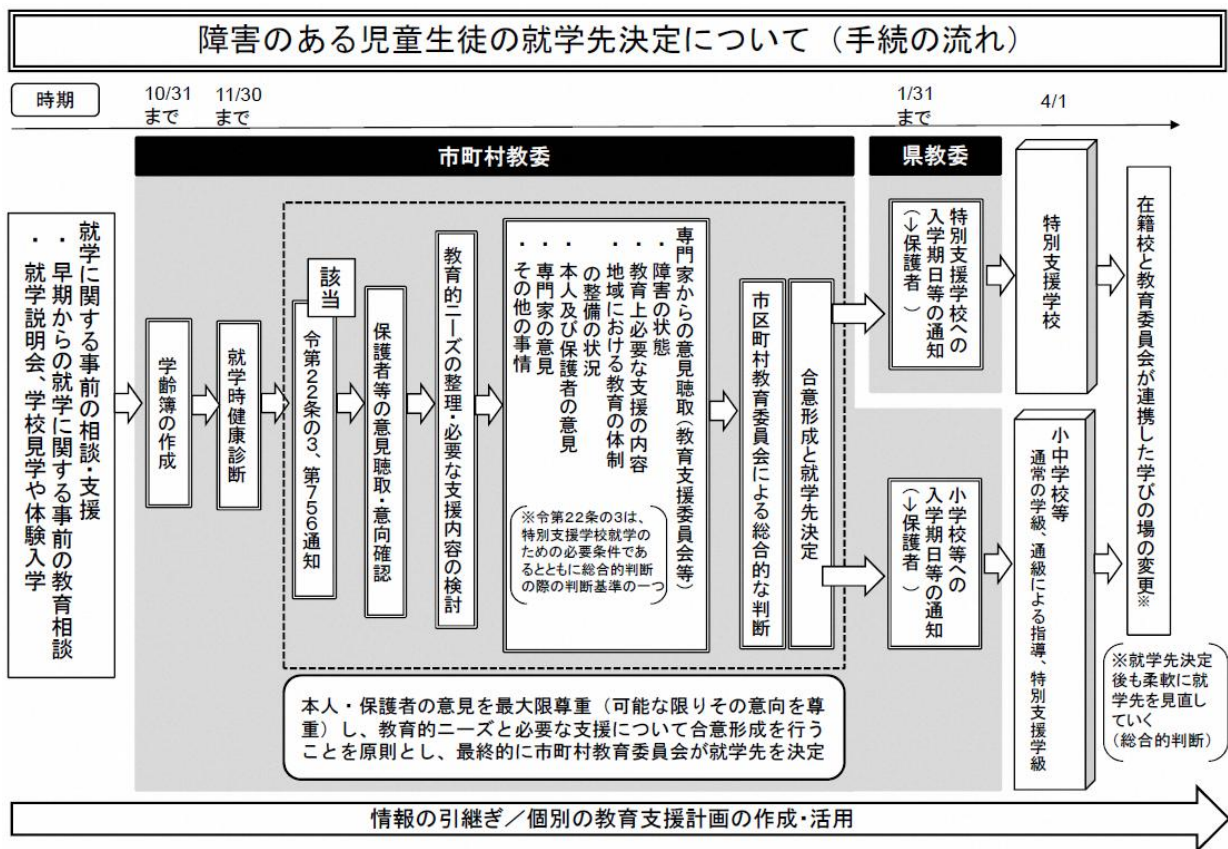
乳児期から幼児期にかけて子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福

社、保健等との連携の下に確立するとともに、乳幼児期から始まっている療育相談や支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子ども一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められます。

そのためには、早期からの教育相談、就学相談、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要です。

就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を展開していくことが大切です。

(2) 就学先決定の仕組みと相談支援の在り方



① 基本的な考え方

就学先の学校や学びの場を検討する際、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。

教育的ニーズを整理する際に把握する情報としては、次の三つの観点とそれぞれの下位項目として示している具体的な視点を踏まえて整理することが重要です。

教育的ニーズを整理するための観点

観点① ○○障害の状態等の把握

(視点) 医学的側面からの把握

(視点) 心理学的・教育的側面からの把握

観点② ○○障害のある子供に特別に必要な指導内容

(視点) 就学前までに特別に必要とされる養育の内容

(視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容

観点③ ○○障害のある子供の教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

(視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の「別表」の観点による配慮の検討

※「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省)「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI～X(各障がい種別)のI「(2)教育的ニーズを整理するための観点」を参照

そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定します。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することが重要です。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すことを踏まえ、そのための環境整備として、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備しておく必要があります。そして、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点とし、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場を検討することが重要です。

② 手続きの流れ

ア) 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、毎年10月31日までに、その市町村に住所の存する就学予定者の、10月1日現在の学齢簿を作成しなければなりません(学校教育法施行令第2条)。この学齢簿の作成により、就学を予定している子どもの氏名が確定していきます。

学齢簿の作成から就学時健康診断の実施に至る過程で、既存の情報がない障がいのある子どもを把握した場合には、早急に子どもの実態把握を行う必要があります。例えば、認定こども園・幼稚園・保育所のほか、就学前の支援機関等につながっていないような場合には、速やかに状況を確認し、適切な就学支援が開始されるよう、促さなければなりません。その他にも、障がいのある無戸籍の学齢児童生徒の居住が判明した場合には、「無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について(通知)」(平成27年7月8日付け27初初企第12号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長)を踏まえ、就籍に向けた迅速できめ細かな支援が必要です。

イ) 就学時健康診断の実施

就学時の健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に行われており、毎年11月30日までに実施することが市町村教育委員会に義務付けられています(学校保健安全法施行令第1条)。この就学時の健康診断は、市町村教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校等への就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、就学義務の猶予もしくは免除又は特別支援学校への就学等に関し適切な措置をとることを目的としています。

就学時の健康診断後の対応として、市町村教育委員会は、担当医師及び歯科医師の所見に照らして、治療を勧告し、保健上必要な助言を行うこととなります。

就学時の健康診断及びその結果に基づく対応が、就学先の学校や学びの場を決定するための情報を収集する上で特に大きな意味をもちますので、法定健診(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)や5歳児健康診査の担当者と就学支援の担当者同士が相互に連携を図りながら、健康診査で得られた情報を基に、必要に応じて、就学相談や学校見学・体験入学に、速やかにつなげていくような支援体制の整備に努める必要があります。

なお、「就学時の健康診断マニュアル 平成29年度改訂」(公益財団法人日本学校保健会刊)において、発達障がいの可能性のある幼児への対応についての記載が充実しており、それらの内容も十分参考にして対応することが重要です。

ウ) 保護者からの意見聴取、意向確認

市町村教育委員会は、本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、それまでの間、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておくことが必要です。

また、実際の意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別の教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学びの場を通した子どもの育ちの見通しなどの事例についても、確認することも必要です。

エ) 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

「教育支援委員会」について

教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当です。

- 障がいのある子どもの障がいの状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供につ

いて助言を行うこと。

- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

オ) 教育委員会の総合的判断と本人及び保護者と教育委員会、学校の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成です。市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図ることが重要です。

カ) 就学先の決定

本人及び保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先を決定します。

就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはいけません。

キ) 学びの場の柔軟な見直し

就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合についても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

③ 個別の教育支援計画の作成・活用について

早期からの一貫した支援のためには、障がいのある子どもの成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められます。

具体的には、入学前までに、それまでの支援の内容、その時点での子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、保護者や幼稚園・認定こども園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理します。これを、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして、就学先の学校に引き継ぎます。個別の教育支援計画の作成・活用に以下の効果が期待できます。

- ・教育的ニーズの整理
- ・支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討
- ・関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成
- ・家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
- ・教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援

④ 本県における教育支援委員会等について

本県においては、「鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会」（以下、「鳥取県就学支援分科会」という。）等を設置し、市町村を支援する体制を整備しています。

特別支援学校就学に係る合意形成が困難な場合等において、市町村教育委員会からの申請に基づき、鳥取県就学支援分科会による審査を行います。（本手引P.32参照）

また、市町村における教育支援委員会等への助言・支援を行う「鳥取県教育支援チーム」を平成 27 年9月に設置し、市町村教育委員会や特別支援学校からの依頼に応じて専門家を派遣し、相談・助言を行っています。（本手引P.99参照）

⑤ 就学可能な障がいの種類と程度

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における教育の対象となる障がいの種類と程度については、下のとおりです。

<p>【学校教育法施行令第22条の3】の規定</p> <p>特別支援学校に就学可能な障がいの種類と程度</p> <p>【平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】(以下「756号通知」)</p> <p>特別支援学級及び通級による指導において教育を受けることが適当である障がいの種類と程度</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
視覚障害	<p>【視覚障害特別支援学校】</p> <p>両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>【弱視特別支援学級】</p> <p>拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</p>	<p>【弱視】</p> <p>拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
聴覚障害	<p>【聴覚障害特別支援学校】</p> <p>両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>【難聴特別支援学級】</p> <p>補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度のもの</p>	<p>【難聴】</p> <p>補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
知的障害	<p>【知的障害特別支援学校】</p> <p>一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>【知的障害特別支援学級】</p> <p>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	
肢体不自由	<p>【肢体不自由特別支援学校】</p> <p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>	<p>【肢体不自由特別支援学級】</p> <p>補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>	<p>【肢体不自由】</p> <p>肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
病弱・身体虚弱	<p>【病弱特別支援学校】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱特別支援学級】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱】</p> <p>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
言語障害		<p>【言語障害特別支援学級】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの</p>	<p>【言語障害】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
自閉症・情緒障害		<p>【自閉症・情緒障害特別支援学級】</p> <p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>【自閉症】</p> <p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>【情緒障害】</p> <p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
学習障害			<p>【学習障害】</p> <p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
注意欠陥多動性障害			【注意欠陥多動性障害】 年齢又は発達に不釣り合いな 注意力、又は衝動性・多動性 が認められ、社会的な活動や 学業の機能に支障をきたすも ので、一部特別な指導を必要 とする程度のもの

⑥ 障がいの判断に当たっての留意事項(756号通知より抜粋)

【特別支援学校】

ア) 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ) 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ) 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ) 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ) 病弱者(身体虚弱者を含む。)

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

【特別支援学級】

上記のアからオも参照するとともに、障がいのある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

【通級による指導】

障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要す

る適正な時間等を十分考慮すること。

⑦ 就学先となる学校や学びの場と提供可能な教育機能

就学先となる学校や学びの場を検討する際には、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のⅠ～Ⅹ（各障がい種別）の以下の頁を参照し、障がい種ごとの学校や学びの場と提供可能な教育機能について、必ず確認します。

(3) 就学に関する相談・支援

就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようにすることのほかに、早い段階から教育委員会や園・学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要です。受け入れ先の学校は日頃から温かい雰囲気や学校風土の醸成が大切となります。

① 学校見学

保護者が、就学先となる学校や学びの場に関する情報を得るために学校見学を行う場合には、単なる学校施設の見学に終始しないように配慮する必要があります。保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明することが大切です。

また、子どもが就学する場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、さらに、多様な学びの場を活用した成長事例が分かりやすい形で情報提供されることも重要です。特に、小中学校等への就学を考える際には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場があることについて、保護者が具体的なイメージをもって理解を深められるよう、留意していくことが重要です。

なお、学校見学の実施に当たっては、本人及び保護者が知りたい情報に的確に応えるための事前の準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められます。市町村教育委員会は、学校に対し、特別な準備をするのではなく、日常の学校生活をありのままに見てもらうように伝えることが重要です。

② 体験入学

体験入学は、子どもが、就学先となり得る学校や学びの場の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施します。保護者にとっては、自分の子どもが実際に授業に参加している姿を見学してもらうことにより、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となります。

学校は、体験入学を実施するに当たって、その趣旨について学校全体の共通理解を図ったり、教育委員会と連携したりして組織的に行うことが必要です。

③ 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

子ども一人一人の障がいの状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当です。

就学先決定までの手続の流れや就学先決定後も柔軟に学校間の転学や学びの場の変更等ができることなどを本人及び保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

(4) 移行期の教育支援

教育支援の主体者が替わる移行期の教育支援に特に留意する必要がある、移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。教育支援の主体が替わる移行期は以下の時期があります。

- ・医療機関等で障がいが発見されてから教育、福祉、保健等の関係機関に引き継がれる時期
- ・幼稚園・認定こども園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設等から小中学校等や特別支援学校小学部に引き継がれる時期
- ・小学校等や特別支援学校小学部から中学校等や特別支援学校中学部に引き継がれる時期
- ・中学校、義務教育学校後期課程や特別支援学校中学部から高等学校や特別支援学校高等部に引き継がれる時期
- ・高等学校や特別支援学校高等部から就労先や大学等の進学先、就労移行支援機関・生活介護事業所等を利用した進路先へ引き継がれる時期

移行期の教育支援については、教育支援の対象となる子どもに対し、必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価して必要な見直しを行うことにより、よりよい教育支援を行うことができるようにします。

また、教育支援の対象となる子どもやその保護者が、必要な教育支援への見通しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として、障がいのある子どもの自立を促すことにつながります。

(5) 進学や就職、就労等に向けた取組

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、子ども一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。その際、実

際に進学した場合に必要な教育上の合理的配慮を含む支援の内容の整理等、子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた早期の準備が必要です。また、就職を希望する生徒に対しては、企業等への就職が、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進めることが必要です。さらに、卒業後に福祉サービスを利用した、いわゆる福祉的就労等に進むことも想定されることから、障がい福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

(6) 就学に関わる関係者に求められるもの

障がいのある子どもの就学先の決定に至るまでには、教育委員会担当者、教育や保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が関わることとなり、かつ、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要です。仮に、関係者が連携をしていなかったり、関係機関の存在と機能(支援する具体的内容)が保護者に周知されていなかったり、関係機関や担当者により考え方や対応が異なっていたりすると、保護者がどこに相談に行けばよいのか分からなくなったり、子ども一人一人の教育的ニーズについての誤解、保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など、様々な問題が生じる要因となります。

就学先となる学校や学びの場の検討に関わる関係者の対応如何によっては、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子どもの学習する権利を奪うことになりかねません。

そこで、市町村教育委員会においては、県教育委員会等と連携して、担当者の資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待されます。

① 保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮

教育相談担当者は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

② 乳児期・幼児期の保育等担当者求められること

乳幼児期・幼児期の保育担当者は、子どもと接する時間が長く、学習面や行動面における特別な教育的支援が必要なことに早期に気付くことが可能となります。障がいのある子どもにとって、集団の中で子ども同士の関わりにより成長・発達が促されたり、保護者自身も他の保護者との関係を築いたりする中で相互理解が深まったりするなど、意義は大きいものとなります。

個別の教育支援計画等の作成を通して、実態の的確な把握(アセスメント)や必要な支援の

内容を複数の担当で検討したり、よりよい個別の教育支援計画等を作るために専門家等の活用を図ったりするなどして、具体的な対応を組織的に進めることが求められます。

また、子どもの実態の的確な把握については、保護者との信頼関係作りの取組を通じて、家庭での気付きも大切にしながら情報を保護者と共有し、特別な支援を必要とすることについて、保護者の理解を得ることも求められます。

③ 関係機関や事業所等の関係者に求められること

関係機関の相談担当者は、子どもが必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、保護者や担任等、子どもの支援を実施する者からの相談を継続的に受けるとともに、活動場面の観察や検査等を行って、子どもの状態を的確に把握する役割を担います。保護者に対しては、障がいの状態等の説明だけでなく、以前と比較して成長したところや改善されたところを伝えることが重要です。

また、家庭で実行できるような配慮事項を具体的に伝え、保護者が子どもの状態を正しく理解し、子育てに意欲的に取り組むことができるように助言することが大切です。この際、相談担当者には、観察や検査から得られる実態把握だけでなく、子どもの家庭環境、居住地域の環境、就学するかもしれない学校の規模や教育内容等、総合的な情報を加味した助言を行うことが求められます。

④ 学校関係者に求められること

小中学校等及び特別支援学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子どもへの教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められます。また、障がいのある子どもへの義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障がいの状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子どもの教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要があります。

これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子どもの多くが在籍していることから、発達障がいに関する一定の知識・技能は、必須です。

また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子どもへの指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子どもへの施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

⑤ 将来の進路選択に関する情報を理解すること

子どもが通園・通所・通学する認定こども園・幼稚園・保育所、小学校で、これまで何を目標として学んできたのか、身に付いたこと、身に付きつつあること、まだ身に付いていないことなど、その情報を引き継いで指導・支援すべき課題の整理に生かしていくことが大切です。把握した子どもの情報から今指導・支援すべき課題を整理するのみならず、数年後の子どもの学校や学びの場、生活の場などを想定し、そこで必要とされる力や目指す姿を明らかにしていく視点も必要です。

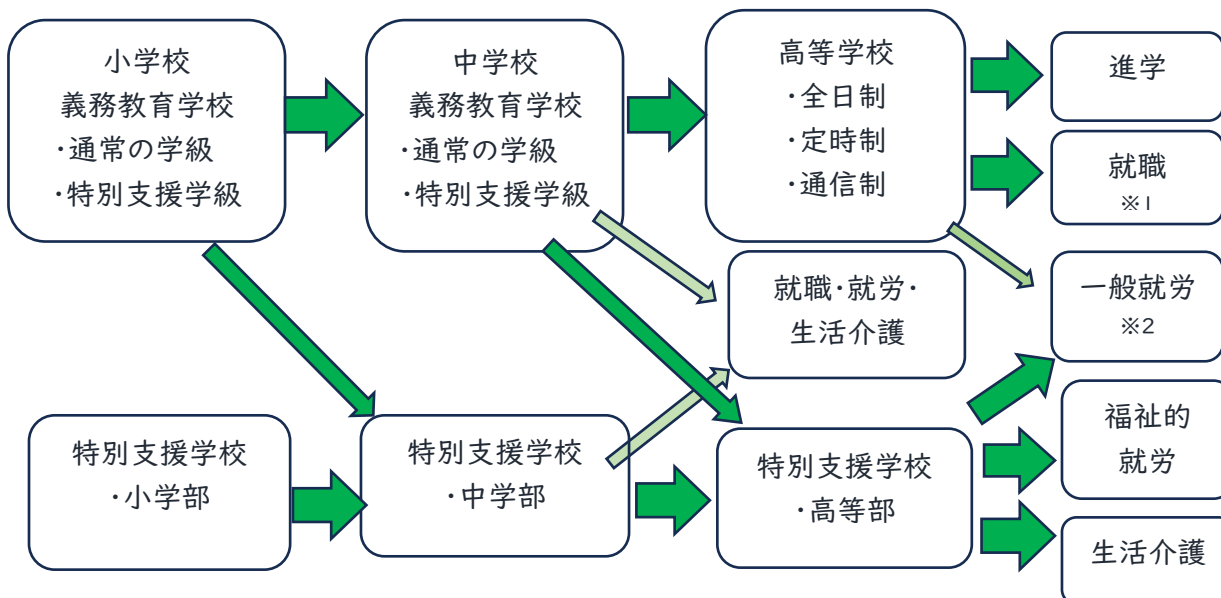
そのためにも就学先の教育課程や進学・就職・就労の状況について知ることが重要となります。

ア【通常の学級と知的障がい特別支援学校教育課程の違い】

小学校						中学校		
1年生 第1学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	2年生 第2学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	3年生 第3学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	4年生 第4学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	5年生 第5学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	6年生 第6学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	1年生 第1学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	2年生 第2学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容	3年生 第3学年の発達段階で学ぶことがふさわしい内容
・各教科 ・道徳科 ・特別活動	・各教科 ・道徳科 ・特別活動	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・外国語活動 ・総合的な学習の時間	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・外国語活動 ・総合的な学習の時間	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・外国語 ・総合的な学習の時間	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・外国語 ・総合的な学習の時間	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・総合的な学習の時間	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・総合的な学習の時間	・各教科 ・道徳科 ・特別活動 ・総合的な学習の時間

小学部			中学部	
1段階	2段階	3段階	1段階	2段階
知的障害の程度は、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容を示している。	知的障害の程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。	知的障害の程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難が見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

イ【知的障がいのある子どもの主な進路先】 ※ここの矢印にもないケースもあります。



※1 会社と雇用契約を結び、働くこと

※2 障がいのある人を対象として、企業や官公庁などと直接雇用契約を結び、原則として最低賃金以上の給与を得て働くこと

(7) その他留意事項

① 医療的ケアの必要な子どもについて

医療的ケアの必要な子どもについては、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）に記載の内容に加え、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長）と別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」、「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」（令和8年5月改訂 鳥取県教育委員会）も参考にしながら、医療的ケアが必要な子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

② 障がいのある外国人の子どもについて

障がいのある外国人の子どもについては、「外国人の子どもの就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要です。具体的には、障がいのある外国人の子どもの就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子どもと同様に、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら、障がいのある外国人の子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

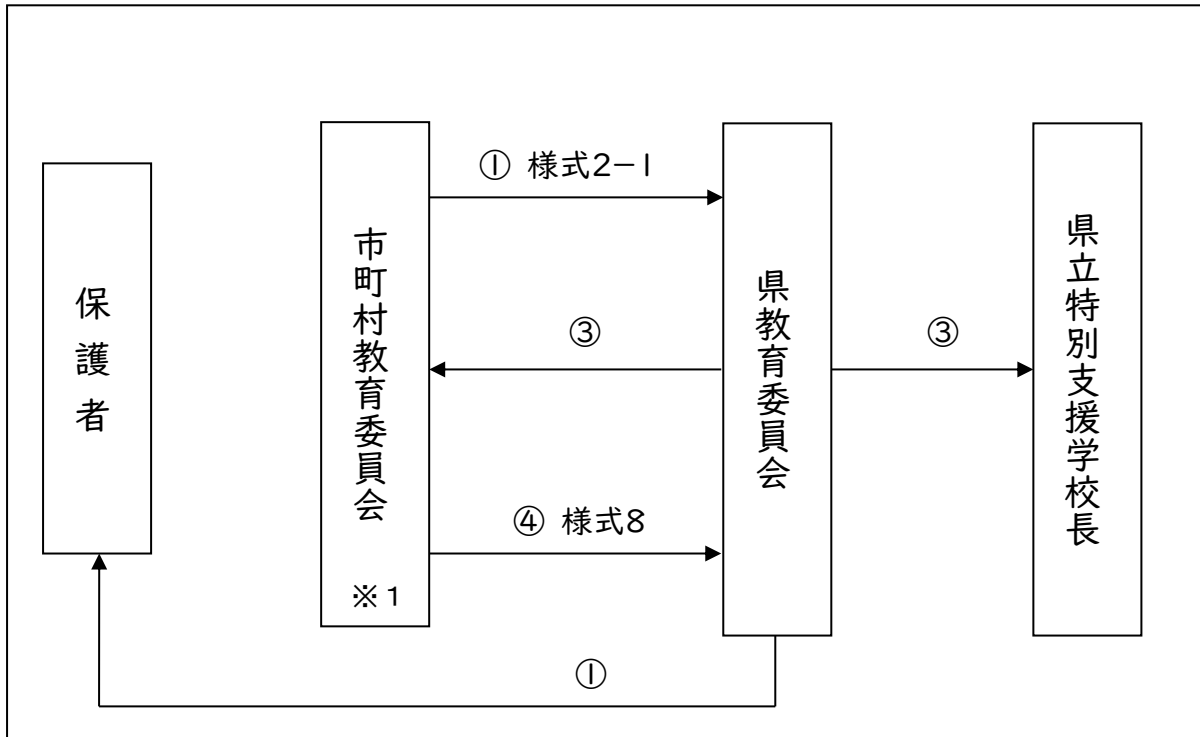
なお、障がいのない外国人の子どもについては、必要に応じ、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により、受け入れ体制を整える必要があります。外国人の子どもに障がいがないにも関わらず、日本語指導が必要であることをもって、特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切です。

2 認定特別支援学校就学者に係る 手続きについて

※この章においては、以下のように表記しています。

- ・「学校教育法施行令」を「令」
- ・「小学校・中学校・義務教育学校」を「小中学校等」

(1) 新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合



① 特別支援学校への就学についての通知（「令」第十一条 第1項、第2項）

市町村の教育委員会は、「令」第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。

② 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十四条 第1項、第2項）

県教育委員会は、①の通知に係る新学齢児の保護者に対して、翌学年の初めから二月前までに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十五条 第1項、第2項）

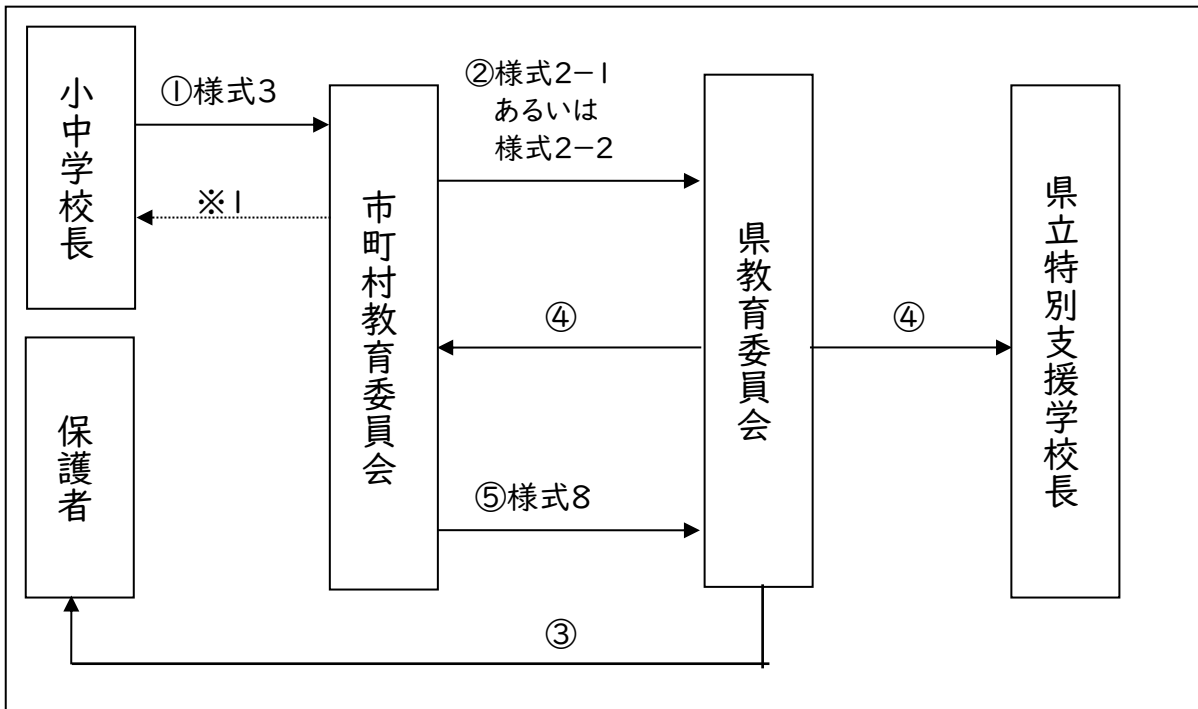
県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該新学齢児の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該新学齢児に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

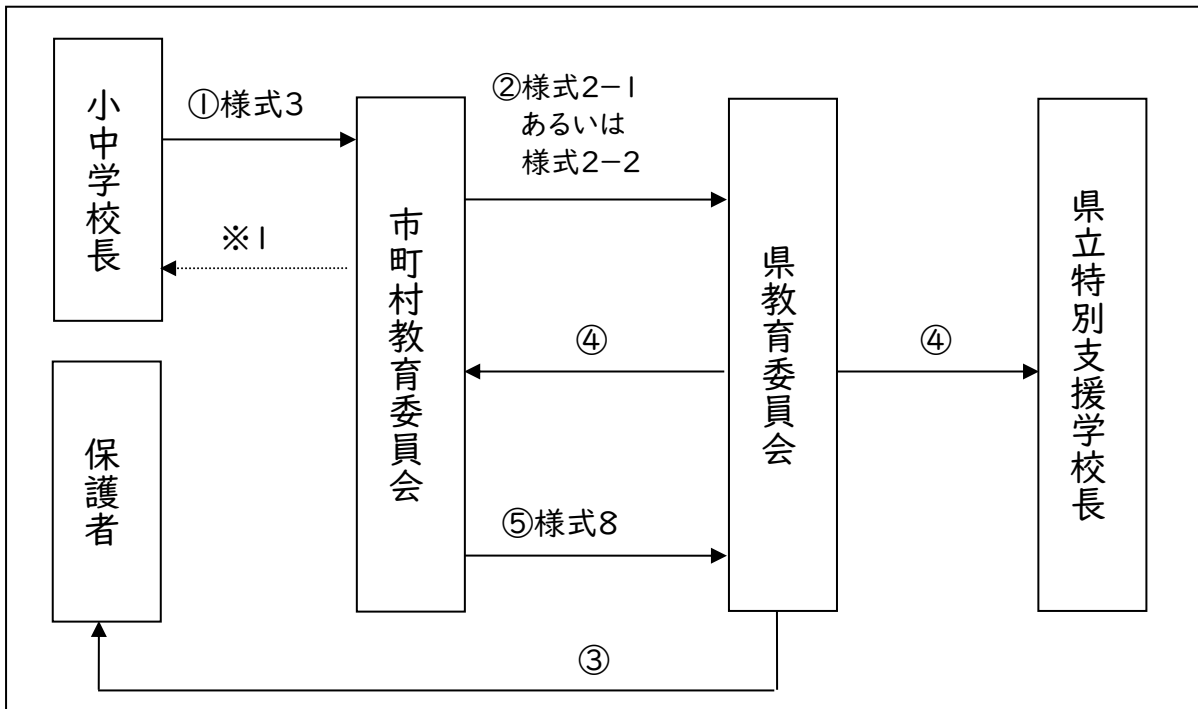
※1 市町村教育委員会は就学の五月前までに、その年度中に満六歳に達する者について、あらかじめ学齢簿を作成しなければならない。（「令」第二条）

(2) 小中学校等から県立特別支援学校への転学
 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)



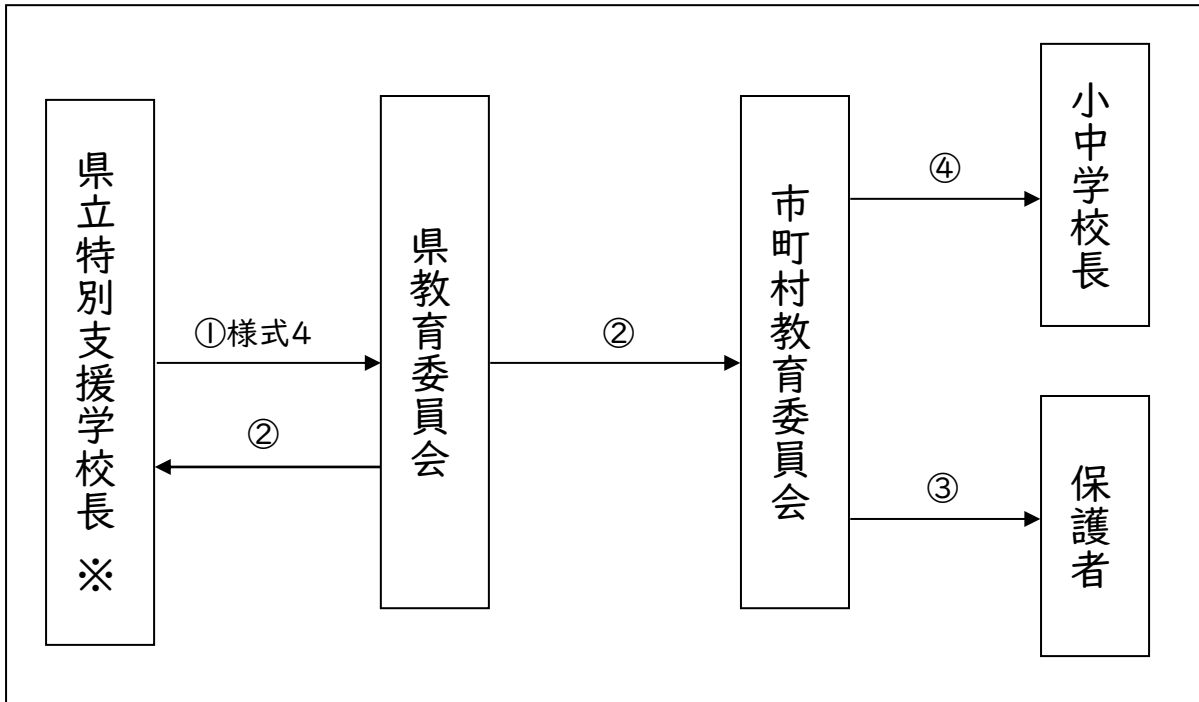
- ① 新たに視覚障害者等になった者の通知(「令」第十二条 第1項)
 学齢児童生徒のうち視覚障害者等になった者があるときは、その小中学校長は、速やかに、その学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
 ※1 ①の通知を受けた市町村教育委員会は、当該学齢児童生徒について現に在学する小中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、在学している学校の校長に対してその旨を通知する。(「令」第十二条 第3項)
- ② 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条 第2項)
 市町村教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
- ③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十四条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ④ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十五条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、③の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。
- ⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(3) 小中学校等から県立特別支援学校への転学
 (「令」第22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)



- ① 障がいの状態等の変化により小中学校等に就学させることが適当でなくなった者の通知(「令」第十二条の二 第1項)
 学齢児童生徒のうち視覚障害者等で小中学校等に在学するもののうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化にこれらの小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、その小中学校長は、その学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
 ※1 ①の通知を受けた市町村教育委員会は、当該学齢児童生徒について現に在学する小中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、在学している学校の校長に対してその旨を通知する。(「令」第十二条の二 第3項)
- ② 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条の二 第2項)
 市町村教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
- ③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十四条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ④ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十五条 第1項、第2項)
 県教育委員会は、③の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。
- ⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(4) 県立特別支援学校から小中学校等への転学(視覚障害者等でなくなった場合)



① 視覚障害者等でなくなった通知(「令」第六条の二 第1項)

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等でなくなった者があるときは、当該学齢児童生徒が在学する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会にその旨を通知する。
※この場合は、事前に特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。
※特別支援学校長は、事前に、市町村教育委員会、小中学校等、保護者と学びの場における十分な協議を行い(体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等)、合意形成を図る。

② 視覚障害者等でなくなった通知(「令」第六条の二 第2項)

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、速やかにその氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知する。
※併せて県教育委員会は特別支援学校にも通知する。

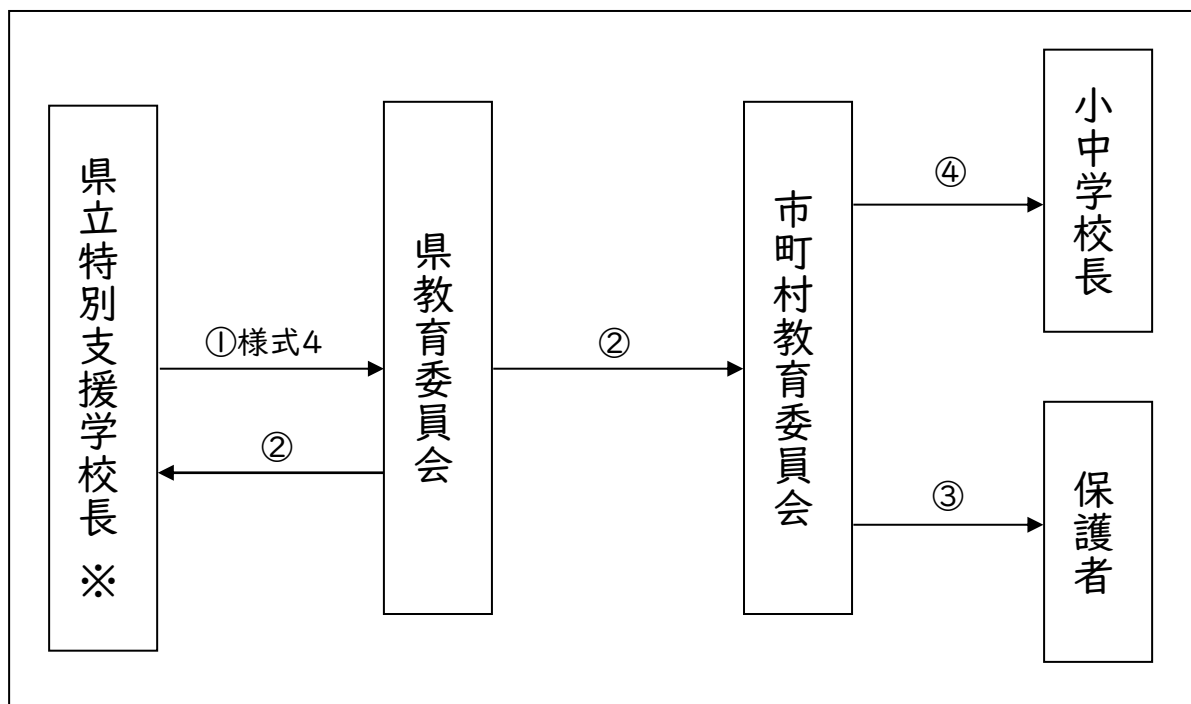
③ 小中学校等への入学期日の通知(「令」第五条)

市町村教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、小中学校等の入学期日を通知する。

④ 小中学校等への入学期日の通知(「令」第七条)

市町村教育委員会は、③の通知と同時に、当該学齢児童生徒を就学させるべき小中学校等の校長に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

(5) 県立特別支援学校から小中学校等への転学（障がいの状態等の変化による場合）



① 障がいの状態等の変化により小中学校等への就学が適当と思料する通知（「令」第六条の三 第1項）

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の設置する小中学校等に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童生徒が在学する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会にその旨を通知する。

※この場合は、事前に特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

※特別支援学校長は、事前に、市町村教育委員会、小中学校等、保護者と学びの場における十分な協議を行い（体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等）、合意形成を図る。

② 障がいの状態等の変化により小中学校等への就学の通知（「令」第六条の三 第2項）

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、速やかにその氏名及び①の通知があった旨を通知する。

※併せて県教育委員会は特別支援学校にも通知する。

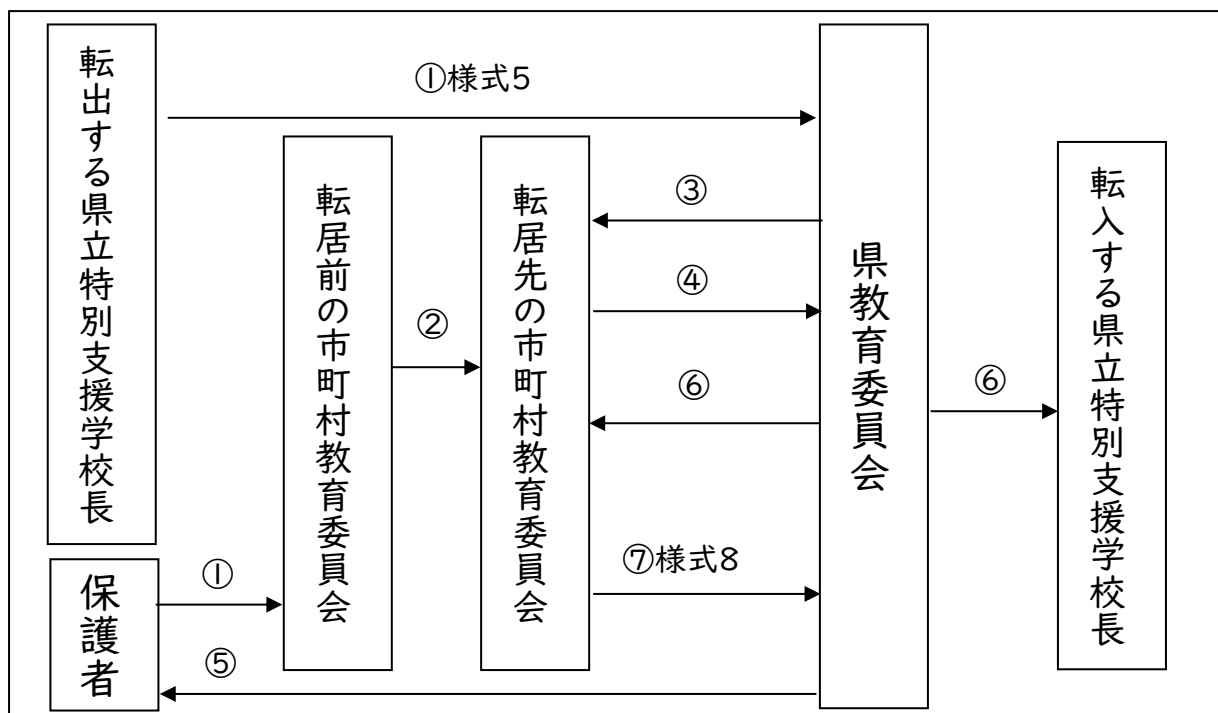
③ 小中学校等への入学期日の通知（「令」第五条）

市町村教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、小中学校等の入学期日を通知する。

④ 小中学校等への入学期日の通知（「令」第七条）

市町村教育委員会は、③の通知と同時に、当該学齢児童生徒を就学させるべき小中学校等の校長に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

(6) 県内の県立特別支援学校間の転学(同一障がい種の場合)
 ※他の市町村に転居する場合



① 児童生徒の転学についての通知

保護者の申立(転居もしくは施設入所等)により、同一障がい種の特別支援学校へ転学する者があるときは、転出する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。保護者は住所の変更を転居前の市町村教育委員会に連絡する。

② 転居前の市町村教育委員会は転居先の市町村教育委員会へ児童生徒が転居する旨の連絡をする。

③ 県教育委員会は転居先の市町村教育委員会に必要な内容を記入した書類(個人調査書、療育手帳の写しもしくは診断書、観察票)を送付する。

④ 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条の二 第2項)

転居先の市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。

⑤ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十四条 第1項、第2項)

県教育委員会は、④の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

⑥ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十五条)

県教育委員会は、⑤の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

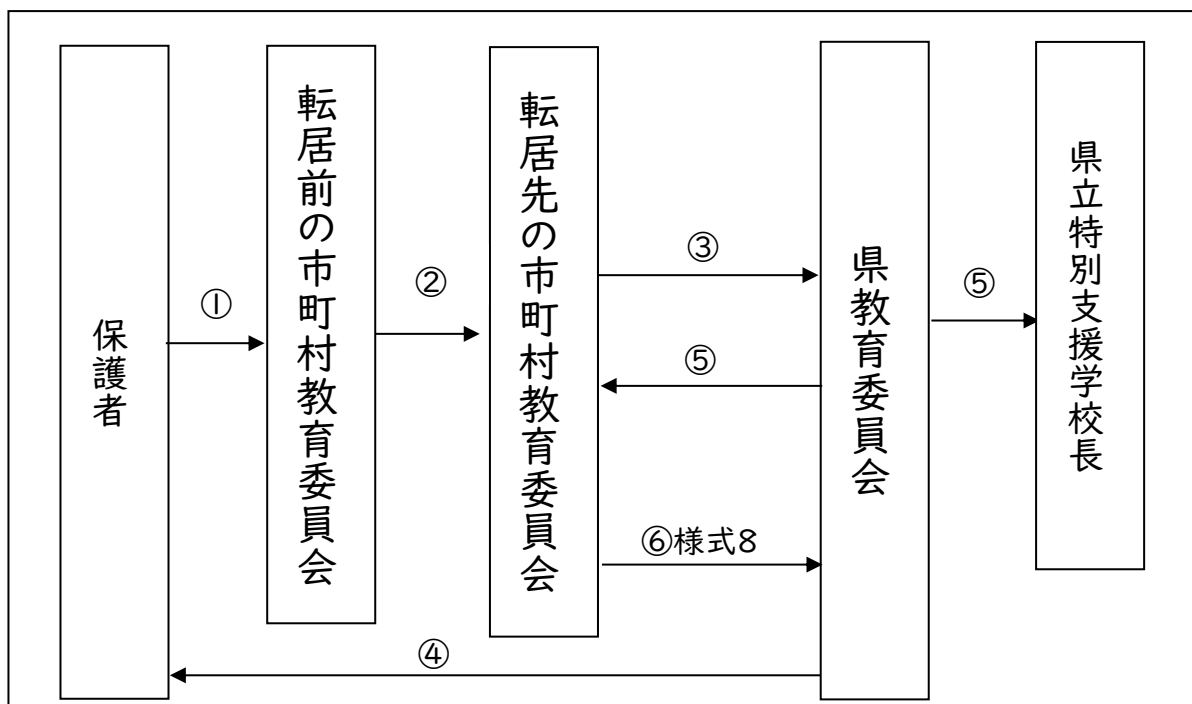
⑦ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

◆高等部生徒の場合

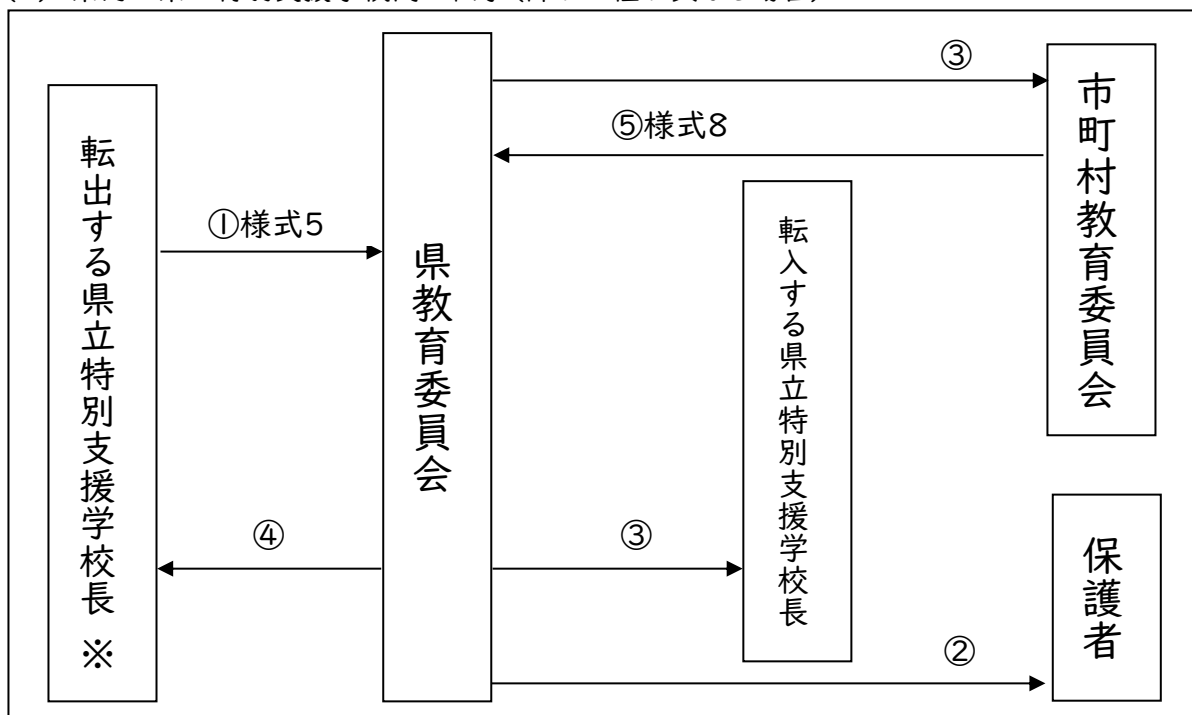
特別支援学校高等部に在籍する生徒で同一障がい種の特別支援学校に転学する者があるときは、転出校の校長は速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。なお、単位の認定状況については、それぞれの特別支援学校間で確認を行うものとする。

(7) 県立特別支援学校に在籍している学齢児童生徒が転学せず他の市町村に転居する場合



- ① 保護者は児童生徒の住所変更について転居前の市町村教育委員会に連絡する。併せて在籍特別支援学校にも連絡する。
- ② 転居前の市町村教育委員会は転居先の市町村教育委員会へ児童生徒が転居する旨の連絡をする。
- ③ 特別支援学校への就学の通知（「令」第十二条の二 第2項）
 転居先の市町村教育委員会は、②の連絡を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
 <提出書類>
 様式2-1あるいは様式2-2、個人調査書、療育手帳の写しもしくは診断書、観察票
 ※個人調査票、観察票については就学決定の際に作成したものを写しとして、使用することが可能。その場合個人調査書③に市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査経過及び結果を追記する
 ※病弱特別支援学校の場合は、病状の変化がある場合があるので診断書が必要
- ④ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十四条 第1項、第2項）
 県教育委員会は、③の通知を受けた学齢児童生徒の保護者に対して、速やかに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ⑤ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十五条）
 県教育委員会は、④の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び転学期日を通知する。
 また県教育委員会は、転出する特別支援学校長へ、当該学齢児童生徒の転学期日を通知する。
- ⑥ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(8) 県内の県立特別支援学校間の転学(障がい種が異なる場合)



① 児童生徒の転学についての通知

保護者の申立(障がいの状態の変化、転居もしくは施設入所等)により、障がい種の異なる特別支援学校へ転学する者があるときは、転出する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。その際、就学先の変更を行うため、個人調査書、診断書、観察票を添付する。

※この場合は、事前に転出する特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

※転出する特別支援学校長は、事前に、市町村教育委員会、転入する特別支援学校、保護者と学びの場における十分な協議を行い(体験入学、児童生徒の状態、支援会議の開催等)、合意形成を図る。

② 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十四条 第1項、第2項)

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒の保護者に対して、速やかに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知(「令」第十五条)

県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 転学期日の通知

県教育委員会は、転出する特別支援学校長へ、当該学齢児童生徒の転学期日を通知する。

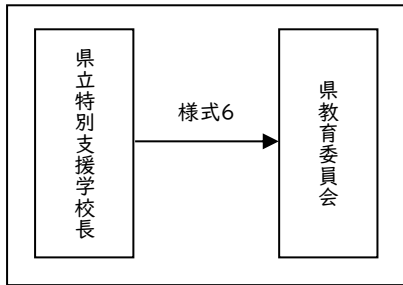
⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

◆高等部生徒の場合

特別支援学校高等部に在籍する生徒で障がい種の異なる特別支援学校に転学する者があるときは、転出校の校長は速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。なお、単位の認定状況については、それぞれの特別支援学校間で確認を行うものとする。

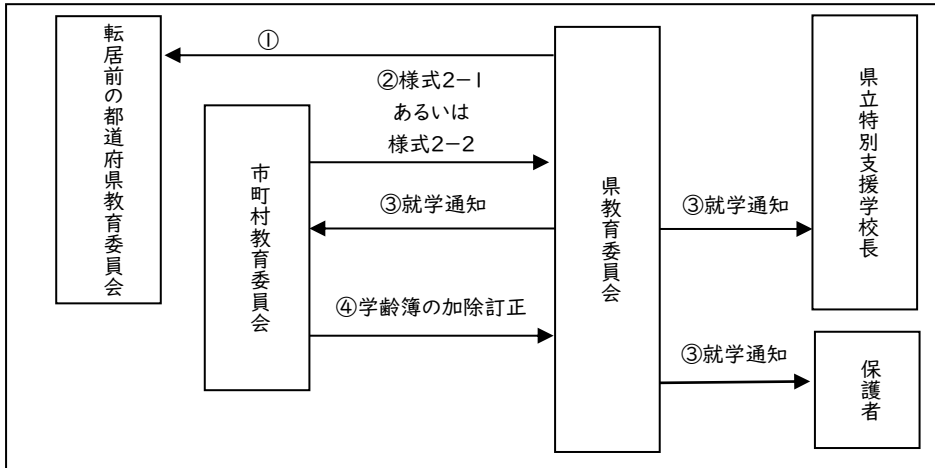
(9) 県内から県外への転居に伴う転学



県立特別支援学校に在籍する児童生徒で、県外へ転居する者がある場合には、保護者は現在住所を存する市町村教育委員会と転居先の市町村教育委員会に相談をするとともに、在籍学校長は、県教育委員会へ速やかに氏名等を通知する。(様式6)

なお、転学資料等詳細の手続きは、現在住所の存する市町村教育委員会と転居先の市町村教育委員会の間で行われることとなる。

(10) 県外から県内への転居に伴う転学(同一障がい種の場合)

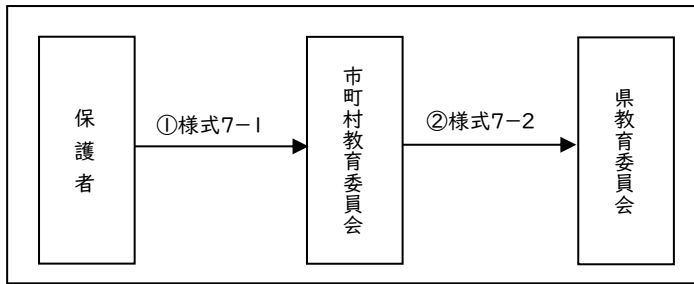


市町村教育委員会は、保護者から転居の手続きがあった場合には、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し速やかに連絡する。鳥取県教育委員会は、まず転居前の都道府県教育委員会と事務手続きについて確認を行い、その内容を双方の市町村教育委員会に伝え、市町村教育委員会は連絡を受けて事務手続きを始める。

※市町村教育委員会は様式2-1あるいは様式2-2、個人調査書、療育手帳の写しもしくは診断書、観察票を提出する。ただし、病弱特別支援学校への転学については診断書を提出する。

(11) 区域外就学

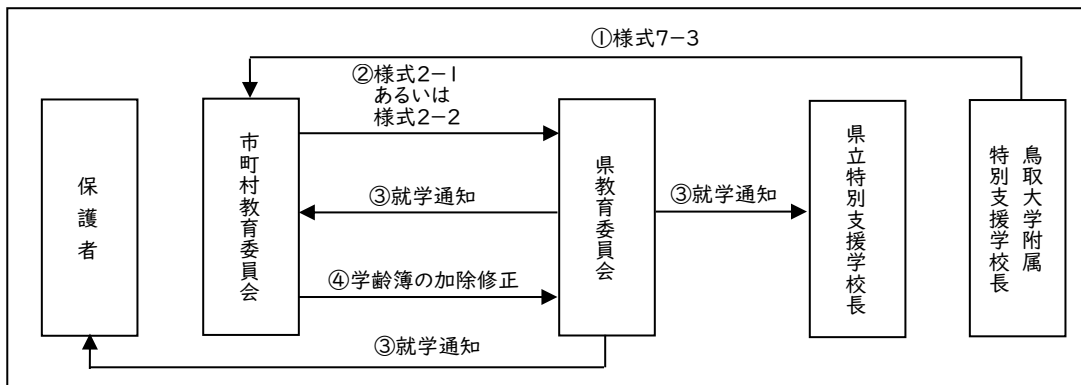
①鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条及び第十三条の二)



視覚障害者等である児童生徒等を鳥取大学附属特別支援学校に就学させようとする場合は、その保護者は、鳥取大学附属特別支援学校長の承諾書を添え、その旨を当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に届け出る。(様式7-1)

その後、市町村教育委員会は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する。(様式7-2)

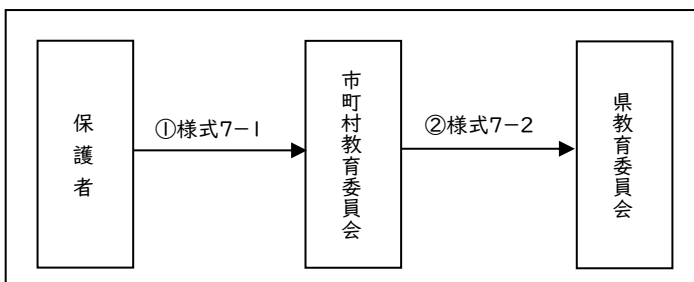
②鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合(「令」第十八条及び第十一条の三 第2項)



鳥取大学附属特別支援学校に在学する学齢児童生徒が、小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知しなければならない。(様式7-3)

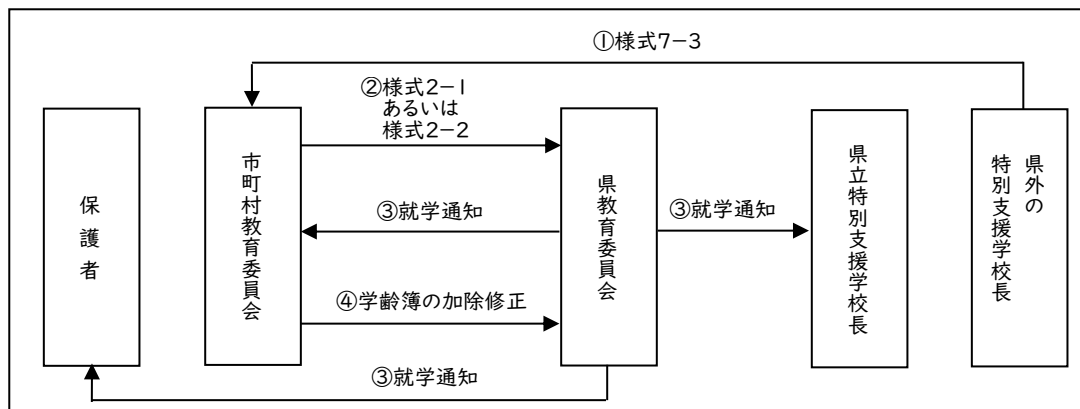
その後、市町村教育委員会は、改めて当該児童生徒が特別支援学校に就学することが適当であるか否かの判断を行い、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に通知する。(様式2-1あるいは様式2-2)

③県内から県外の特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条及び第十三条の二並びに第十八条及び第十一条の三 第2項)



県立特別支援学校に在籍する児童生徒等で、入院等により、県外の特別支援学校へ就学する場合は、その保護者は、当該特別支援学校への就学を承諾する書面を添え、その旨を当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に届け出る。(様式7-1)

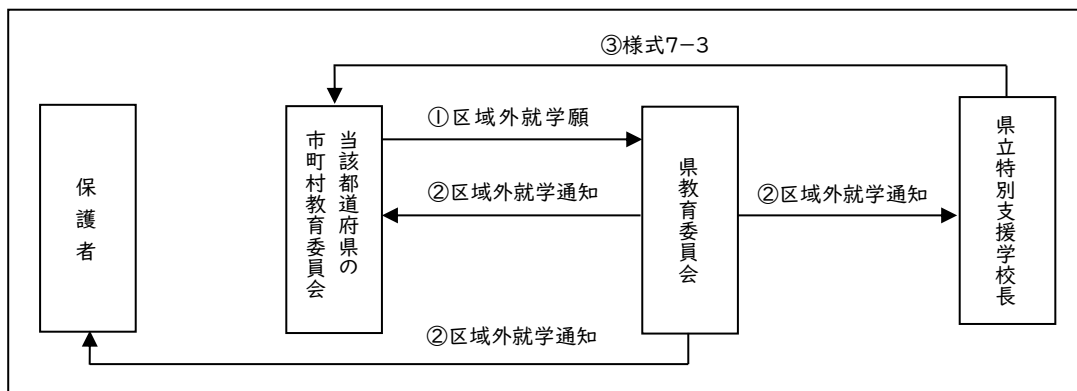
その後、市町村教育委員会は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する。(様式7-2)



児童生徒等が退院等により、県外の特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知する。(様式7-3)

その後、市町村教育委員会は、改めて当該児童生徒が特別支援学校に就学することが適当であるか否かの判断を行い、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に通知する。(様式2-1あるいは様式2-2)

④ 県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条)



現在住所の存する市町村教育委員会から県教育委員会への区域外就学願に基づき、県教育委員会は就学する児童生徒等の保護者と就学する特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知する。

県外から県内の県立特別支援学校へ区域外就学をした学齢児童生徒が、当該特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知する。(様式7-3)

(12) 福祉施設入所に伴う転学について

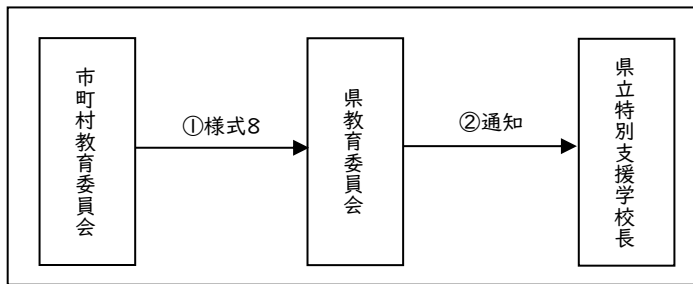
- ① 転居前の市町村教育委員会は、転居先の市町村教育委員会へ児童生徒が転居する旨（措置入所による）の連絡をする。（各教育局、特別支援教育課との情報共有をする。）
- ② 連絡を受けた転居先の市町村教育委員会は、転居する以前であっても、速やかに就学事務が行われるよう手続きを進める。
- ③ 転居先の市町村教育委員会は、転居前の市町村教育委員会、保護者、児童相談所等と連絡を取り、関係書類の速やかな取り扱い及び情報提供を求める。転居前の市町村教育委員会は、就学先を決定するにあたって必要となる情報等を、転居先の市町村教育委員会へ提供する。必要な場合には、県教育委員会は関係者を招集し、関係者会議を開催する。
- ④ 転居先の市町村教育委員会は、想定される転学先（地域の小中学校等または特別支援学校）へ教育相談や体験入学について依頼をする。

※児童相談所の措置手続きに伴い、施設入所等の契約手続きが必要となる。

したがって、転居先の市町村教育委員会は、保護者や児童相談所等と連絡を取り、関係書類の速やかな取り扱いが求められる。転居先の市町村教育委員会は、地域の施設等との連携を密にして、就学事務に遺漏のないように注意することが必要となる。

※転居する日（＝住民票異動日）を関係者間で確認するとともに、就学年月日を共通理解しておく。

(13) 認定特別支援学校就学者に係る学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）



市町村教育委員会は、

- ・(1) 新学齢児の県立特別支援学校への就学（本手引 P.19）
- ・(2) (3) 小中学校等から特別支援学校への転学（本手引 P.20、21）
- ・(6) (7) (8) 県内の県立特別支援学校間の転学（本手引 P.24、25、26）
- ・(10) 県外から県内への転居に伴う転学（本手引 P.27）
- ・(11) 区域外就学①②③（本手引 P.28、29）

の通知に係る児童生徒等について、学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式8）

(14) その他

- ・就学決定後に、転居・病状の変化等により就学先が変更になる場合には、就学先を決定した市町村教育委員会は、様式9を県教育委員会に提出してください。
- ・本手引に記載していないケースもありますので、その場合は各学校の設置者である教育委員会に御相談ください。また、市町村教育委員会においては、県教育委員会に御相談ください。

3 鳥取県就学支援分科会審査要項 及び 資料様式等

鳥取県就学支援分科会審査要項

1 審査対象児の範囲

鳥取県就学支援分科会で審査する対象児の範囲は次のとおりとする。

- (1) 市町村教育委員会と本人・保護者の間で、就学について合意形成が難しい者
- (2) 中学校から特別支援学校高等部へ進学する場合、重複認定が必要な者
- (3) 特別支援学校長からの申請に基づいた教育の場の変更が必要な者
- (4) 就学猶予・免除の判断が困難な者
- (5) 市町村教育委員会において決定した認定特別支援学校就学者のうち、特別支援学校長から審議の申し出のあった者
- (6) その他、県教育委員会が審議が必要だと判断した者

2 審査申請手続

鳥取県就学支援分科会の審査は、原則として市町村教育委員会の申請に基づいて行うものとする。

3 審査の基準

審査の基準は、学校教育法施行令第22条の3の規定、平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知のとおりとする。

4 審査の方法及び審査申請に必要な資料

(1) 審査の方法

審査は、資料(個人調査書、診断書、観察票等)による書面審査等とする。

(2) 審査申請に必要な資料

障がい区分	資 料		
	様 式 番 号	資 料 名	作 成 者
視 覚 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-1(視覚障がい用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-1(視覚障がい用)	観 察 票	学 校 等
聴 覚 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-2(聴覚障がい・言語障がい用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-2A(聴覚障がい用)	観 察 票	学 校 等
言 語 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-2(聴覚障がい・言語障がい用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-2B(言語障がい用)	観 察 票	学 校 等
知 的 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-3(知的障がい/自閉症・情緒障がい用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-3A(知的障がい)	観 察 票	学 校 等
自閉症・情緒障がい	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-3(知的障がい/自閉症・情緒障がい用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-3B(自閉症・情緒障がい用)	観 察 票	学 校 等
肢 体 不 自 由	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-4(肢体不自由用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-4(肢体不自由用)	観 察 票	学 校 等
病 弱 ・ 身 体 虚 弱	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-5(病弱・身体虚弱用)	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-5(病弱・身体虚弱用)	観 察 票	学 校 等

(注) ① 学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの種類と程度に複数該当する場合は、当該障がい種に関する必要な資料を完備して提出すること。

② 資料は、すべて㊤扱いとすること。

③ 資料は、次頁の作成要領に基づいて作成すること。

個人調査書・診断書・観察票の作成要領

鳥取県就学支援分科会では、個人調査書・診断書・観察票等の資料等に基づいて審査を行うので、諸資料の作成にあたっては、下記の事項を熟読し、不確実な記入や記入漏れのないようにすること。

1 個人調査書（資料様式1）

- (1) 「①診断名・疾患・病名」は、診断書の記載を正確に転記する。2つ以上の障がいがある場合は、該当する診断名・疾患・病名の全てについて記入する。
- (2) ②～⑩は、保護者にたずねて記入する。
- (3) ⑪～⑱は、園長、学校長又は入所している施設等の長に資料の提出を求め、記入する。
- (4) 「⑲体験入学の状況」は、就学先や学びの場が適切かどうかを判断できるよう、実施した期日、場所及び体験入学時の様子を具体的に記入する。（未実施の場合は、予定日を記入し、実施後速やかに報告すること。）
- (5) 「⑳本人・保護者の就学に対する考え等」は、本人・保護者が意向を表明できるよう、十分な情報提供を行った上で、本人・保護者にたずねて記入する。
- (6) 「㉑想定される通学方法」は、関係者間で十分な合意形成を行い、その結果について記入する。
- (7) 「㉒校内（園内）教育支援委員会等の経過と判断」は、校内（園内）教育支援委員会等における判断と、それに至った経過について記入する。
- (8) 「㉓市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査経過及び結果」は、市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査の経過、就学先等を決定した理由、特別支援学校又は特別支援学級の障がい種別を記入する。

2 診断書（資料様式2-1～2-5）

- (1) 診断書は、障がい種別によりそれぞれ所定の様式があるのでこれを使用する。
- (2) 診断書は、必ず関係障がいの専門医が必要事項のすべてについて検査診断して作成する。
- (3) 所見は、対象者の状態や必要な支援等について医学的立場からの意見を記入する。

3 観察票（資料様式3-1～3-5）

- (1) 観察票の記入は、観察者の直接観察により適正に判断して記入する。
- (2) 観察事項に該当する対象者の動作、活動、反応等が直接観察できない場合は、保護者、保育士、教員等の対象者に接する機会の多い者から状態を聴取して記入する。
- (3) 観察は対象者が平常生活する場所（家庭、保育所、学校、療育機関等）で行うことが望ましい。
- (4) 観察者の所見は、観察結果に基づく対象者の望ましい教育の場について記入する。
- (5) 観察者は、幼児児童生徒の観察経験の豊かな小学校、中学校、特別支援学校等の教員を充てることが望ましい。
- (6) 観察事項について、観察や判断が非常に困難な場合は、県教育委員会事務局特別支援教育課に問い合わせること。

○視覚障がい(資料様式3-1)

- ① 観察事項は簡潔に状況を記入する。

○聴覚障がい(資料様式3-2A)

- ① Iについては、有無に○をし、有の場合は()内に補聴器等の種類を記入する。
② IIについては、「○(きこえる)」「△(あいまい)」「×(きこえない)」の記号を記入し、項目中の()には具体的な名称を記入する。
③ 観察が困難な項目は、類似例で観察したり、保護者等から状況を聴取したりして記入する。

○言語障がい(資料様式3-2B)

- ① 観察者は対象児に実際に発音、又は発語させて観察し該当事項の□にチェック(し)を入れる。
② 観察で不明確な点は保護者等から状態を聴取して記入する。
③ ()には具体的な所見を記入する。
④ 発語に伴って生じる随伴症状が有の場合は、()に具体的な症状を記入する。
⑤ 障がいの原因は、保護者からの状況聴取、観察結果等を総合的に判断し、該当箇所を○で囲む。

○知的障がい(資料様式3-3A)

- ① 観察事項は簡潔に状況を記述する。
② 併せ有する他障がいの有無と障がい種は、該当箇所を○で囲む。その他は()に具体的に記入する。
③ 知能(発達検査)の状況は、最近実施した検査結果を記入する。

○自閉症・情緒障がい(資料様式3-3B)

- ① 観察事項は簡潔に状況を記述する。
② 併せ有する他障がいの有無と障がい種は、該当箇所を○で囲む。その他は()に具体的に記入する。
③ 知能(発達検査)の状況は、最近実施した検査結果を記入する。

○肢体不自由(資料様式3-4)

- ① 観察者が直接観察により判定した項目については、「観察」欄に○印を記入する。
② 観察の各項目については「じょうずにできる」「なんとかできる」「むずかしい」「自分ではできない」の何らかの該当欄に○印を記入する。判定の目安は、次のとおりとする。
ア じょうずにできる。
同年齢の健常児と変わらないようにできる。
イ なんとかできる。
同年齢の健常児と比較すると、速さ、正確さ、円滑さ、持続時間等で能力は劣るがだいたい自力でできる。
ウ むずかしい
自力ですべてをすることはできないが適時適切な介助を受ければ、なんとかできる。(介助率50%程度)
エ 自分ではできない。
自力では全くできない。できても大部分は介助によっている。
③ 自助具、補助具、介助等の名称は、日常使用しているものや、介助している内容を簡潔に記入する。
④ 日常生活の状況は該当事項について簡潔に記入する。
⑤ 弱視、難聴、知的障がい等を疑わせる徴候等は、有無のいずれかに○をし、**有**の場合は具体的に状況を記入する。
⑥ 障がいの状況は、欠損又は障がい部位を各記号で記入する。

○病弱・身体虚弱(資料様式3-5)

- ① 病気(身体)の状態は該当事項を○で囲み、その他は()に具体的に記入する。
② 観察事項は簡潔に状況を記入する。
③ 観察が困難な項目は、保護者等から状況を聴取して記入する。

資料提出時のチェックポイント

提出資料は正しく記入されているか、必ず以下のチェックポイントを確認しましょう。

〈共通〉

	本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、十分な情報提供や説明を行った上で就学先を検討している
--	--

〈様式2-1（特別支援学校への就学に係る通知）〉

	様式2-1の「住所」は、学齢簿の住所の表記と完全に一致している
	様式2-1の「障がいの種別及び程度等」は、資料様式2-1～2-5（障がい種別の診断書）の「診断名・疾患・病名」の表記と完全に一致している

〈資料様式1（個人調査書）〉

	「㉑体験入学の状況」は、就学先や学びの場が適切であるかどうか判断できるよう、体験入学時の様子が具体的に記入されている
	「㉒本人・保護者の就学に対する考え等」は、就学先や学びの場について、本人・保護者が意向を表明できるよう、十分な情報提供がなされている
	「㉓想定される通学方法」は、本人・保護者、市町村教育委員会、在籍校（園）、特別支援学校で十分な合意形成を行い、その結果について記入されている
	【記入者及び記入年月日】の「記入者」「記入年月日」は、正しく記入されている（記入漏れがない）

〈資料様式2-1～2-5（障がい種別の診断書）〉

	学校教育法施行令第22条の3に規定されている障がいの種類と程度に複数該当する場合、当該障がい種の診断書が全てある
--	--

〈資料様式3-1～3-5（障がい種別の観察票）〉

	学校教育法施行令第22条の3に規定されている障がいの種類と程度に複数該当する場合、当該障がい種の観察票が全てある
--	--

※学齢簿の加除訂正をした時（特別支援学校への就学（転学）の通知を受けた後等）

	市町村教育委員会は、当該学齢児童に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する（様式8）
--	--

個人調査書

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日 (歳 月)	性別	在籍園・在籍校 ・施設名等 学級種別・学年等	
現住所		保護者 氏名	続柄 ()	

①	診断名・疾患・病名	※診断書の記載を正確に転記		
②	手帳の有無	療育手帳	(判定)	(交付年月日)
		身体障害者手帳	(等級)	(交付年月日)
		精神障害者保健福祉手帳	(等級)	(交付年月日)
		無		
③	使用している 装具等	・眼鏡、その他 () ・車椅子 ・歩行補助つえ ・下肢装具 ・補聴器 (片耳{右・左}、両耳) ・人工内耳 (片耳{右・左}、両耳) ・その他 ()		
④	医療的ケアの 有無	有 (吸引 経管栄養 導尿 酸素吸入 その他 ())		
		無		
⑤	アレルギーの 有無	有 ()		
		無		
⑥	服薬の有無	有 ()		
		無		
⑦	家族構成	父・母・兄 () 人・姉 () 人・弟 () 人・妹 () 人・祖父・祖母・その他 ()		
⑧	生育歴	新生児期	・在胎週数 (週) ・出生時体重 (グラム) ・分娩状況 (仮死、帝王切開、その他 ()) ・黄疸 (重・軽・なし) ・その他 ()	
		発育	・首のすわり (月頃) ・おすわり (月頃) ・発語 (月頃) ・歩きはじめ (月頃) ・排泄の自立 (月頃)	
	健診時に 関する 特記事項	指摘事項 有・無		
		※健診時期 (1 歳半健診・3 歳児健診等) において指摘事項等がある場合に記入。また未受診の場合はその旨を記入。		
⑨	療育歴 教育歴	幼児期	療育機関 ()	年 月 ~ 年 月
		小学校	通級による指導 (障がい種別)	年 月 ~ 年 月
			特別支援学級 (障がい種別)	年度 ~ 年度
		中学校	通級による指導 (障がい種別)	年 月 ~ 年 月
			特別支援学級 (障がい種別)	年度 ~ 年度
特別支援学校	学校名 (障がい種別)	年度 ~ 年度		
⑩	受診・診察状況	※受診歴等があれば、時期や主治医を記入。		

⑪	現在の状況	言語、文字・数概念		
	学校等における適応状況及び困難を感じている事項	学習態度		
		運動機能		
		感覚		
		対人関係		
		基本的生活習慣		
⑫	検査等	※これまでに実施した知能（発達）検査、診断テスト、教研式知能検査等があれば記入。		
⑬	個別の教育支援計画（支援計画） （支援計画）・個別の指導計画の有無	個別の教育支援計画（支援計画）	有（ 年 月 日から作成）・ 無	
		個別の指導計画	有（ 年 月 日から作成）・ 無	
⑭	関係機関	支援期間		
		機 関 名		
		担 当 者		
		支援内容		
⑮	支援目標	※個別の教育支援計画や支援ファイル等の内容に基づき記入		
⑯	合理的配慮を含む支援内容	※支援目標に対して、学校等で行った合理的配慮を含む支援内容を記入		
⑰	支援目標の評価			
⑱	合理的配慮を含む支援内容の評価			

⑱	体験入学の状況	※実施した期日、場所及び体験入学時の様子を具体的に記入。(未実施の場合は予定日を記入し、実施後速やかに報告すること。)	
⑲	本人・保護者の就学に対する考え等	※就学先や学びの場について、本人・保護者が意向を表明できるよう、十分な情報提供を行うこと。	
⑳	想定される通学方法	※通学方法について、本人・保護者、市町村教育委員会、在籍校(園)、特別支援学校等の関係者間で十分な合意形成を行い、その結果について記入すること。 ・自力通学(徒歩・公共交通機関) ・保護者等の送迎(徒歩・公共交通機関・自家用車) ・スクールバス利用	
㉑	校内(園内)教育支援委員会等の経過と判断		
㉒	市町村教育委員会(教育支援委員会等)における審査経過及び結果	主たる障がい	※特別支援学校の場合は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のうち該当するもの、特別支援学級の場合は、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がいのうち、該当するものを記入すること。 (例：特別支援学校(知的障がい))
		審査経過	
		就学先等を決定した理由	

【記入者及び記入年月日】

	記入者(職名・氏名)	記入年月日
園・学校等 ()		年 月 日
市町村(学校組合)教育委員会 ()		年 月 日

診 断 書

住 所
氏 名
生年月日

性別 ()
年 月 日

1 診断名・疾患・病名

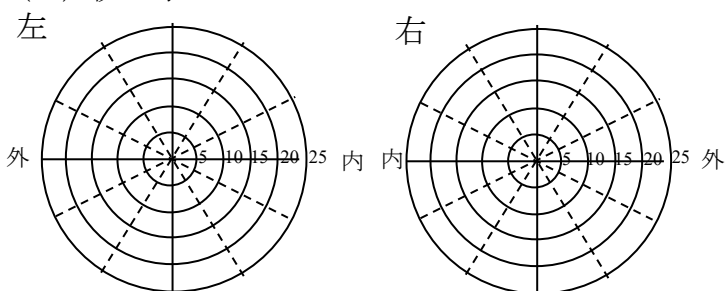
2 障がいの発生年齢

3 現 症

(1) 視 力

	裸 眼	矯正視力	矯正度数
右 眼			
左 眼			
両 眼			

(2) 視 野



(3) 眼 圧

右 mmHg

左 mmHg

(6) 外眼部

(7) 前眼部

(8) 中間透光体

(4) 色 覚

(9) 眼 底

(5) 眼 位

(10) その他

4 所 見

年 月 日
所 在 地
病 (医) 院名
医師 (氏名)

診 断 書

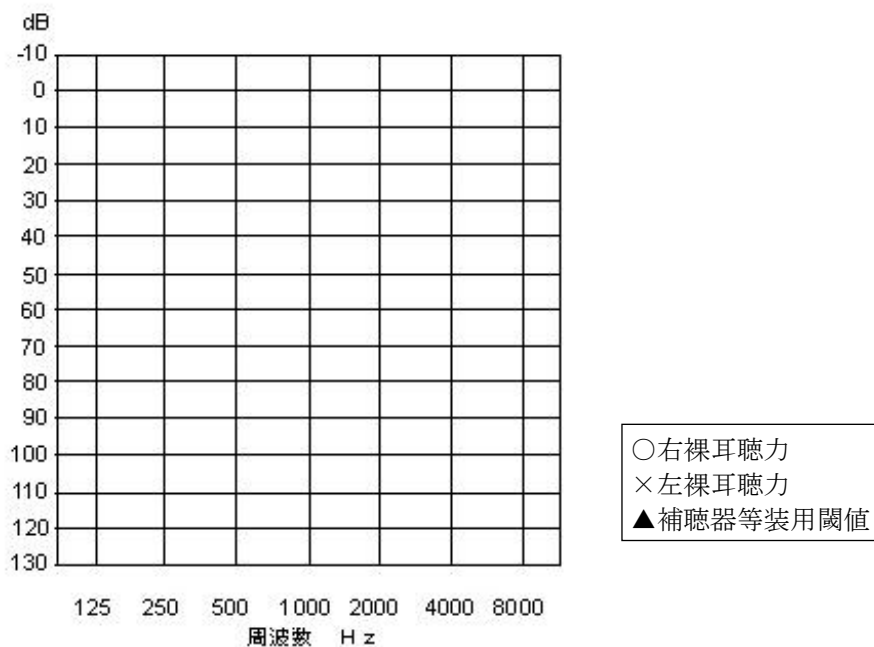
住 所
氏 名
生年月日

性別 ()
年 月 日

1 診断名・疾患・病名

2 障がいの発生年齢

3 聴 力 (会話音域の平均聴力レベル) 右 d B 左 d B



4 聴力障がいの状況、日常生活での注意

5 所 見

年 月 日
所 在 地
病 (医) 院名
医師 (氏名)

診 断 書

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 性別 ()

1 診断名・疾患・病名

2 臨床検査結果

【知能（発達）検査】	【参考となる心理検査等】
知能（発達）検査…（要・不要） ○実施検査名（ ） ○実施期日 年 月 日 ○検査結果（IQ等）及び所見など	○実施検査名（ ） ○実施期日 年 月 日 ○検査結果及び所見など

3 精神・身体症状 ※該当箇所にチェックし、詳細を「特記事項」に記載する。

<input type="checkbox"/>	聞くことの苦手さ	<input type="checkbox"/>	こだわり（固執性）	<input type="checkbox"/>	パニック
<input type="checkbox"/>	読み書きの困難さ	<input type="checkbox"/>	対人スキルの未熟さ	<input type="checkbox"/>	集団活動への参加の困難さ
<input type="checkbox"/>	計算の困難さ	<input type="checkbox"/>	感覚過敏	<input type="checkbox"/>	感情コントロールの困難さ
<input type="checkbox"/>	語彙の不足	<input type="checkbox"/>	不安	<input type="checkbox"/>	緘黙
<input type="checkbox"/>	不注意	<input type="checkbox"/>	睡眠障がい	<input type="checkbox"/>	気持ちや思いを伝えることの困難さ
<input type="checkbox"/>	多動	<input type="checkbox"/>	登校困難	<input type="checkbox"/>	てんかん発作等
<input type="checkbox"/>	衝動性	<input type="checkbox"/>	暴言・反抗	<input type="checkbox"/>	全般的な理解力の低下
<input type="checkbox"/>	その他：				
[特記事項]					

4 所 見 (医療的な配慮事項や服薬等)

年 月 日

所 在 地
病（医）院名
医師（氏名）

診 断 書

住 所
氏 名
生年月日

性別 ()
年 月 日

1 診断名・疾患・病名

2 臨床検査結果

【知能（発達）検査】	【参考となる心理検査等】
知能（発達）検査…（要・不要） <input type="radio"/> 実施検査名（ <input type="radio"/> 実施期日 年 月 日 <input type="radio"/> 検査結果（IQ等）及び所見など	<input type="radio"/> 実施検査名（ <input type="radio"/> 実施期日 年 月 日 <input type="radio"/> 検査結果及び所見など
・医師の判断で必要に応じて知能（発達）検査を実施。 （「要」を○で囲み、検査結果等を記入） ・発達障がい、情緒障がい等の診断において、医師が検査不要と判断した場合、検査結果等の記入は不要。 （「不要」を○で囲む。）	知能（発達）検査以外に参考となる心理検査等について、医師の判断で必要に応じて記入。

3 精神・身体症状 ※該当箇所にチェックし、詳細を「特記事項」に記載する。

聞くことの苦手さ	こだわり（固執性）	パニック
読み書きの困難さ	対人スキルの未熟さ	集団活動への参加の困難さ
計算の困難さ	感覚過敏	感情コントロールの困難さ
語彙の不足	不安	緘黙
不注意	睡眠障がい	気持ちや思いを伝えることの困難さ
多動	登校困難	てんかん発作等
衝動性	暴言・反抗	全般的な理解力の低下
その他：		
[特記事項]		

4 所 見 (医療的な配慮事項や服薬等)

年 月 日

所 在 地
病（医）院名
医師（氏名）

診 断 書

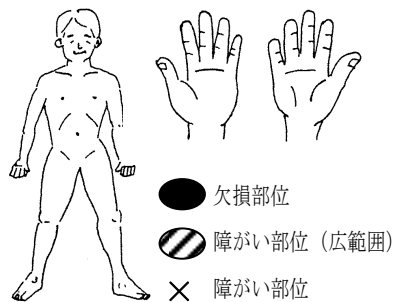
住 所
氏 名
生年月日

性別 ()
年 月 日

1 診断名・疾患・病名

2 障がいの発生年齢

3 現 症



4 合併症 (※該当欄に○印をつける。)

	認められない	軽い	中程度	重い	備考
視力障がい					
聴力障がい					
知的障がい					
情緒障がい					
てんかん					
言語障がい					
その他()					

5 利き手 右 左 不明

6 ADL評価 (※該当欄に○印をつける。※自助具、補装具があればできる時、備考欄にその器具名を入れる。)

項目	評定	できる (自立している)	なんとかできる (時間がかかる ・軽介助があれば できる)	むずかしい (全介助)	備考
座ること					
起立すること					
歩くこと					
階段の昇り降り					
筆記動作					
トイレ動作					
食事すること					
コミュニケーション(理解)					
コミュニケーション(表出)					
更衣動作					
洗面すること					

7 自助具、補装具の詳細

8 所 見

年 月 日

所在地
病(医)院名
医師(氏名)

診 断 書

住 所

氏 名

性別 ()

生年月日

年

月 日

1 病 名

2 現在の治療の状況

3 学校生活上特に留意すべき事項

4 所 見 (今後の治療及び治癒の見込み等について)

年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医 師 (氏名)

診 断 書

住 所

氏 名

性別 ()

生年月日

年

月

日

1 病 名

病気が重複している場合は、全て御記入ください。

2 現在の治療の状況

現在の治療方法、通院頻度、服薬の状況（薬の種類、量、回数等）等を記入。

3 学校生活上特に留意すべき事項

病状や健康状態により、生徒が学校生活を送る上で配慮しなければならないことや制限しなければならないことを記入。

(例) 学習時間における制限
体育における運動制限
給食における食物制限（質や量）
校外での学習における活動制限
感染症予防 等

- (記入例)
- ・ 病気により登校できない期間が長く学習空白がある。また、体力がなく集中できる時間も短いため、体調管理をしながら生徒のペースで学習を進めることが必要である。
 - ・ 集団生活で受ける心的ストレスから、腹痛や頭痛、微熱が見られる時がある。できるだけ少人数の学習環境を準備することが必要である。
 - ・ 体育の授業において運動制限はないが、頸椎の不安定性があるためマット運動など首に直接荷重がかかる運動はしない。
 - ・ 偏食があるため、学校給食がストレスの原因となる可能性がある。学習や生活に様々な影響を引き起こすことが考えられるため、弁当等の対応も必要である。
 - ・ 心理的ストレスから頭痛等が見られたり、疲れやすさから朝が起きられなかったりすることがある。ストレスをできるだけ軽減する配慮が必要である。
 - ・ 校外での学習は、体への負担も大きく感染症のリスクも高いため、必要最低限の活動内容・範囲とする。また、校外学習の前には医師の診察を受ける。

4 所 見 (今後の治療及び治癒の見込み等について)

今後の治療方針（治療の見通し、通院頻度、服薬の状況等）と治癒の見込み等について記入。

年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医 師 (氏名)

観 察 票

年 月 日

氏 名				観察場所	
視 覚 管 理	め が ね	矯正	要 (使用中・未使用) 不要	使用している補助具	
		偏光	要 (使用中・未使用) 不要	○	
		弱視	要 (使用中・未使用) 不要	○	
	コンタクト	要 (使用中・未使用) 不要	○		
観 察 事 項	目 の 動 き				
	手 指 の 機 能				
	文 字 や 図 形 認 知				
	集 団 生 活 の 様 子				
	遊 び や 活 動 の 様 子				
	移 動 の 様 子				
	人 や も の を 見 る (様 子)				
他の障がい	無	有 ()			
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記入 ※個人調査書の「⑪現在の状況」に関連することを含めて記入				
観察者氏名	学校 (園) 職名 () 氏名				

観 察 票

年 月 日

氏 名		観察場所	
I 補聴器等の使用		有 (機種等) ・ 無	
II 音に対する反応		III コミュニケーション手段の状況	
1	ジェット機の騒音	1	聴いただけでわかる (聴覚活用)
2	車の警笛	2	口の形や表情から話を読み取る (読話)
3	掃除機	3	聴覚活用及び読話による
4	チャイム ()	4	手話又は身振りしか通じない
5	楽 器 ()	5	絵などを見せると何かわかる
6	玩 具 ()	6	全く通じない
7	テレビの音	7	その他 ()
8	ドアの開閉	IV 言語理解の程度	
9	ささやき声	1	発声のみ
10	しずかな会話	2	単語を話す
11	普通の会話	3	幼児語で話す
12	大声の会話	4	ごく限定された日常語を話す
13	叫び声	5	長文を話す
※Iについては、有無に○をし、有の場合は () 内に補聴器等の種類を記入すること。 ※IIについては、以下の記号を入れること。 ○ (きこえる) △ (あいまい) × (きこえない) ※III、IV、Vについては、該当箇所に○印を入れること。		V 発 音	
		1	明 瞭
		2	やや明瞭
		3	不 明 瞭
注) 観察が不可能な事項については、保護者にたずねて記入			
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記入 ※個人調査書の「⑪現在の状況」に関連することを含めて記入		
観察者氏名	学校 (園) 職名 () 氏名		

観 察 票

年 月 日

氏 名	観 察 場 所		
<p>1 話し声の異常</p> <p>(1) 音質・音域</p> <p><input type="checkbox"/> 高すぎる</p> <p><input type="checkbox"/> 低すぎる</p> <p><input type="checkbox"/> 単調</p> <p>[]</p> <p>(2) 声の大きさ</p> <p><input type="checkbox"/> 大きすぎる</p> <p><input type="checkbox"/> 小さすぎる</p> <p>[]</p> <p>(3) 声の質</p> <p><input type="checkbox"/> しわがれ声</p> <p><input type="checkbox"/> かすれ声</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻音</p> <p>[]</p>	<p>2 発音の異常</p> <p><input type="checkbox"/> 音の置換 (例 サカナをタカナなど)</p> <p>[]</p> <p><input type="checkbox"/> 音の省略 (例 ラッパをアッパなど)</p> <p>[]</p> <p><input type="checkbox"/> 音のひずみ (例 「タ」の音と「カ」の音の中間的な音など日本語にはない音)</p> <p>[]</p> <p>3 リズムの異常</p> <p><input type="checkbox"/> はじめの音をくり返す</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の音を引きのぼす</p> <p><input type="checkbox"/> ことばの始まりがつかまる</p> <p>[]</p>	<p>4 発語に伴って生じる随伴症状 (まばたきをする、体をゆする、足踏みをする、首を振るなど)</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>[]</p> <p>5 言語発達遅滞の状況 検者の話しかけ、問いかけに対する反応</p> <p><input type="checkbox"/> 遅い</p> <p><input type="checkbox"/> 単語で話す</p> <p><input type="checkbox"/> 2語文で話す</p> <p><input type="checkbox"/> 3語文以上で話す</p> <p><input type="checkbox"/> 助詞をつなげて話す</p> <p>[]</p> <p>注) 記入方法 ・該当箇所の□にチェック(√)を入れること。 ・()には、具体的な所見を記入する。</p>	
<p>言語障がいの原因と考えられる事柄 ※該当箇所に○を付ける。複数可。</p> <p>1 発声器官障がい 2 脳神経障がい 3 情緒障がい 4 聴覚障がい</p> <p>5 知的障がい 6 脳性マヒ 7 その他 ()</p>			
<p>観察者所見</p>	<p>※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記入 ※個人調査書の「⑪現在の状況」に関連することを含めて記入</p>		
<p>観察者氏名</p>	<p>学校 (園) 職名 () 氏名</p>		

観 察 票

年 月 日

氏 名				観察場所		
観 察 結 果						
I 概念的スキルについて 1 言語発達の状況 (言語理解、言語表出能力など) 2 学習技能の状況 (読字、書字、計算、推論など)						
II 社会的スキルについて 1 対人関係 (友人関係など) 2 社会的行動 (社会的ルールを理解、集団行動など)						
III 実用的スキルについて 1 日常生活習慣行動 (食事、排泄、衣服着脱、清潔行動など) 2 ライフスキル (買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など) 3 運動機能 (協調運動、体育技能、持久力など)						
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】※該当箇所には○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 情緒障がい ・ 自閉症 ・ その他 ()						
【知能(発達)検査の状況】 ※備考欄に検査機関等を記入すること						
知能(発達)検査名	検 査 期 日	検 査 結 果	備 考			
	年 月 日					
	年 月 日					
観察者所見						
観察者氏名	学校(園) 職名() 氏名					

観 察 票

年 月 日

氏 名	観察場所		
観 察 結 果			
I 概念スキルについて		【記入する内容】 簡単な言葉の指示の理解 名前を呼ばれて振り向く 言葉を聞いて絵や写真を指差す 簡単な要求を表現する 簡単な挨拶に応じる 日常会話や簡単な指示理解 文字や数への関心 等	
1 言語発達の状況 (言語理解、言語表出能力など) 2 学習技能の状況 (読字、書字、計算、推論など)			
II 社会的スキルについて		【記入する内容】 視線を合わせる / 好む活動を選ぶ 好むものを示す 自分から他人に働きかける 他人とのかかわり (友人関係等) がある 簡単な決まりが理解できる 身近な危険の察知や回避 興味・関心が移りやすい 多動性の有無 固執性 (こだわり) の有無	
1 対人スキル (友人関係など) 2 社会的行動 (社会的ルールを理解、集団行動など)			
III 実用的スキルについて			
1 日常生活習慣行動 (食事、排泄、衣服着脱、清潔行動など) 2 ライフスキル (買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など) 3 運動機能 (協調運動、体育技能、持久力など)			
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所には○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 情緒障がい ・ 自閉症 ・ その他 ()			
【知能(発達)検査の状況】 ※備考欄に検査機関等を記入すること			
知能(発達)検査名	検 査 期 日	検 査 結 果	備 考
	年 月 日		
	年 月 日		
観察者所見			
観察者氏名	学校(園) 職名 () 氏名		

観 察 票

年 月 日

氏 名				観察場所			
観 察 結 果							
I 情緒の状態について							
II 行動特徴について							
III 対人関係について							
IV 意思の交換・言語について							
V 身辺処理等の状態							
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所に○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 知的障がい ・ その他 ()							
【知能（発達）検査の状況】 ※備考欄に検査機関等を記入すること							
知能（発達）検査名	検 査 期 日		検 査 結 果		備 考		
	年 月 日						
	年 月 日						
観察者所見							
観察者氏名	学校（園） 職名（ ）氏名						

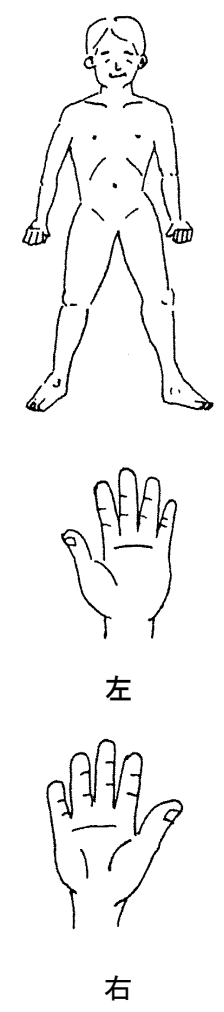
観 察 票

年 月 日

氏 名				観察場所			
観 察 結 果							
I 情緒の状態について							
不安傾向の有無 / 心理的な過敏性の有無 / 選択性かん黙の有無 / チックの有無 / 不登校傾向の有無 / 母子分離不全の有無 / ひきこもりの有無 / 情緒の発達程度 / その他 (偏食・夜尿・指しゃぶり・爪かみなど) 等							
II 行動特徴について							
注意集中が困難 / 興味・関心が移りやすい / 多動性の有無と程度 / 固執性 (こだわり) の有無 / 常動行動の有無 / 身近な危険の察知や回避の可否 / 衝動的な行動の有無 / 粗暴な行為の有無 / 自傷行動の有無 等							
III 対人関係について							
視線が合うか / 名前を呼ばれて振り向くか / 他人への働きかけがあるか / 他人からの働きかけへの反応 / 他人の立場や心情の理解 / 遊びの際の他者とのかかわり / 集団活動への参加状況 等							
IV 意思の交換・言語について							
日常の会話の有無の問題							
V 身辺処理等の状態							
食事・着脱・排泄の状態、一般交通機関利用による通学の可否など ※日常生活習慣行動の習得に問題があるというよりも、できるけれども何らかの事情でやれない という側面がみられる場合、できない背景、要因等についても記載する。							
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所に○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 知的障がい ・ その他 ()							
【知能(発達)検査の状況】 ※備考欄に検査機関を記入すること							
知能(発達)検査名	検 査 期 日		検 査 結 果		備 考		
	年 月 日						
	年 月 日						
観察者所見							
観察者氏名	学校(園) 職名() 氏名						

観 察 票

年 月 日

氏 名						観察場所			
症状及び機能 (家庭や学校における日常動作、活動から記入)								障がいの状況 	
観 察	項 目	上手にできる	なんとかできる	むずかしい	身でできない	自助具、補助具、 介助等の名前	日常生活の状況	左 右	
	頭をあげる								
	座る								
	ねがえり								
	はう								
	起立する								
	歩行								
	室内の移動								
	戸外平地の移動								
	階段の昇り降り								
	椅子にかける								
	物の持ち運び								
	身辺の整理								
	衣服の着脱								
	靴の着脱								
	洗面								
	食事								
	用便	排尿							
		排便							
	握手								
	手の利き	左							
		右							
	言語の理解								
	言語表現								
	書写								
	意思の伝達								
	弱視を疑わせる徴候					無・有			
	難聴を疑わせる徴候					無・有			
	知的障がいを疑わせる徴候					無・有			
	その他の問題行動					無・有			
	その他顕著な症状					無・有			
作成要領を参照し、客観的に、全項目について記入すること。								記入の仕方 ■ 欠損部分 ▨ 障がい部位 (広範囲) × 障がい部位	
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記入 ※個人調査書の「⑪現在の状況」に関連することを含めて記入								
観察者氏名	学校(園) 職名() 氏名								

観 察 票

年 月 日

氏 名		観察場所	
観 察 結 果			
1 病気（身体）の状態 ※該当するものを○で囲み、その他は（ ）に具体的に記入すること。 アレルギー疾患 ・ 腎疾患 ・ てんかん ・ 筋ジストロフィー ・ 悪性新生物 心疾患 ・ 糖尿病 ・ 肥満（症） ・ 整形外科的疾患 ・ 精神疾患 ・ 心身症 その他（ ）			
(病名、病気の程度、既往歴、服薬の状況、入院・通院を要する期間医療機器の使用や医療的ケアの対応の有無 等について記入)			
2 学習の状況 (読み・書き・計算の状況、学習空白や学習上の配慮事項、学習時間の制限、運動や体験的な活動の制限 等について記入)			
3 日常生活の状況 (行動制限、許容される活動の種類と程度、食事等の制限 等について記入)			
4 社会的発達の状況 (対人関係・コミュニケーションの状況、環境への適応状況、病気の理解や回復・改善への意欲 等について記入)			
5 その他（特記事項）			
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記入 ※上記以外の個人調査書の「㊟現在の状況」に関連することを含めて記入		
観察者氏名	学校（園）	職名（ ）	氏名

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長
特 別 支 援 学 校 長
(公 印 省 略)

就学にかかる審査申請書

下記の児童（幼児・生徒）について、鳥取県就学支援分科会において審査くださるよう審査資料を添えてお願いします。

記

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	性別	障がいの種類程度等	市町村教育支援 委員会等の審査結果	審査申請の事由
(年 月 日)				
(年 月 日)				

添付資料：個人調査書 各1部、診断書 部、観察票 部

※人数により欄を増減すること。

※児童（幼児・生徒）は、あてはまる者を選択すること。

※「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。

(様式2-1)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援学校への就学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児童生徒氏名 (生年月日)	性別	保護者氏名	保護者住所	障がいの種別 及び程度等	就学を希望 する学校名	備考
(年 月 日)						
(年 月 日)						

(人数により欄を増減すること)

- (注) 1 この様式は、4月1日に就学するすべての者に用いること。
2 「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。ただし、病弱・身体虚弱者の場合は、病名を記入すること。
3 「備考」の欄には、新学齢児の場合は保育所、幼稚園名等を、児童生徒の場合は在籍学校名と在籍学年を記入するとともに、病院・施設入所、訪問教育、自宅通学の別を記入すること。
4 学齢簿の謄本その他、医師の診断書、教育支援委員会等の審査資料及び結果等を添付すること。
5 市町村教育委員会は、当該教育局を經由して提出すること。

(様式2-2)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援学校への就学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
在籍学校名 (学年)	立	学校	第 学年
障がいの種類及び程度等			
就学希望学校名	立	学校	
就学希望年月日	年 月 日		
備 考			

- (注) 1 この様式は、年度中途に転学するすべての者に用いること。
2 「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。ただし、病弱・身体虚弱者の場合は、病名を記入すること。
3 「備考」の欄には、病院・施設入所、訪問教育、自宅通学の別を記入すること。
4 学齢簿の謄本その他、医師の診断書、教育支援委員会等の審査資料及び結果等を添付すること。
5 この通知は、少なくとも就学希望年月日の1週間前に提出すること。
6 市町村教育委員会は、当該教育局を経由して提出すること。

(様式3)

文 書 番 号
年 月 日

市町村教育委員会教育長 様

小・中・義務教育学校長
(公印省略)

特別支援学校への就学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項(第12条の2第1項)の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
在籍学校名(学年)	立	学校	第 学年
障がいの種類及び程度等			
就学希望学校名	立	学校	
就学希望年月日	年 月 日		
備 考			

- (注) 1 第12条第1項(視覚障害者等となったものがあるとき)あるいは第12条の2第1項(障がいの状態等の変化により小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるとき)かのいずれかを選択する。
- 2 「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。ただし、病弱・身体虚弱者の場合は、病名を記入すること。
- 3 「備考」の欄には、病院・施設入所、訪問教育、自宅通学の別を記入すること。
- 4 医師の診断書、校内教育支援委員会等の審査資料及び結果等を添付すること。

(様式4)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

特別支援学校長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項 (第6条の3第1項) の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
学 部 ・ 学 年	部 第 学年		
就 学 希 望 学 校 名	立 学校		
就 学 希 望 年 月 日	年 月 日		
備 考			

- (注) 1 この様式は、学校教育法施行令第6条の2第1項 (視覚障害者等でなくなった場合)、あるいは第6条の3第1項 (障がいの状態等の変化により小中学校等に就学することが適当であると思料される場合) のいずれかを選択すること。
- 2 医師の診断書等を添付すること。

(様式5)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

特別支援学校長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について (通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
学 部 ・ 学 年	部 第 学年		
就 学 希 望 学 校 名	立 学校		
就 学 希 望 年 月 日	年 月 日		
備 考			

- (注) 1 この様式は、県内の県立特別支援学校間の転学の場合に使用し、個人調査書、診断書、観察票を添付すること。なお、同一障がい種の場合は、診断書を療育手帳の写しに替えることができる。
- 2 「備考」の欄には、単一障がいか重複障がいの別を記入すること。

(様式6)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

特別支援学校長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について (通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
学 部 ・ 学 年	部 第 学年		
就 学 先 学 校 名	立 学校		
就 学 年 月 日	年 月 日		
備 考			

(注) この様式は、県外への転居に伴う転学の場合に使用すること。

(様式7-1)

区域外就学願

年 月 日

市町村教育委員会教育長 様

住所
保護者
氏名

学校教育法施行令第17条の規定により、区域外就学させたいので許可くださるようお願いいたします。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
在籍学校名 (学年)	立 学校	第 学年	
就学希望学校名	立 学校		
就学希望年月日	年 月 日		
事 由			

- (注) 1 この様式は、認定特別支援学校就学者の認定後に、鳥取県立特別支援学校以外の特別支援学校に就学する者に用いること。
2 当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添えること。

(様式7-2)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長
(公 印 省 略)

区域外就学の届出について (通知)

学校教育法施行令第13条の2の規定により、区域外就学について通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
在籍学校名 (学年)	立 学校	第 学年	
就 学 学 校 名	立 学校		
就 学 年 月 日	年 月 日		
事 由			

- (注) 1 この様式は、認定特別支援学校就学者の認定後に、鳥取県立特別支援学校以外の特別支援学校に就学する者に用いること。
2 当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添えること。

(様式7-3)

文 書 番 号
年 月 日

市町村教育委員会教育長 様

特別支援学校長
(公印省略)

区域外就学の終了について (通知)

学校教育法施行令第18条の規定により、区域外就学の終了について通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
在籍学校名 (学年)	立	学校	第 学年
就 学 学 校 名	立	学校	
就 学 年 月 日	年 月 日		
事 由			

(注) この様式は、区域外の特別支援学校に就学した学齢児童生徒のうち、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学する者に用いること。

(様式8)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学齢簿の加除訂正について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第13条の規定により、別添のとおり学齢簿を加除訂正しましたので通知します。

(注) 加除訂正した学齢簿の謄本を添付すること。

(様式9)

文 書 番 号
令和 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長
(公 印 省 略)

特別支援学校への就学の取消について (通知)

年 月 日付第 号で通知のあったこのことについて、下記の事由により取消いたします。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
在 籍 学 校 名	立 学校		
就 学 先 予 定 学 校 名	就学予定だった特別支援学校を記入		
事 由	(年 月 日転出予定)		

担当